

経営強化計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第4条)

平成21年3月



目 次

はじめに	1
第1 経営強化計画の実施期間	1
第2 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標（単体ベース）	1
1. 収益性を示す指標	1
2. 業務の効率性を示す指標	1
第3 経営の改善の目標を達成するための方策	2
1. 経営の現状分析	2
2. 経営の改善目標を達成するための方策	9
3. 部門別収益の動向	24
第4 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項	25
1. 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策	25
2. リスク管理体制の強化のための方策	25
3. 法令遵守の体制の強化のための方策	29
4. 経営に対する評価の客観性の確保のための方策	30
5. 情報開示の充実のための方策	31
第5 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	32
1. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方針	32
2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	34
3. その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	40
第6 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項	46
1. 株式会社整理回収機構による株式引受け等を求める額及びその内容	46
2. 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方針	47
第7 剰余金の処分の方針	49
1. 配当に対する方針	49
2. 役員に対する報酬及び賞与についての方針	49
第8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	50
1. 経営管理に係る体制	50
2. 各種リスクの管理の状況	50
強化計画の前提条件	51

はじめに

当行は、今回の公的資金による当行の財務基盤の強化を背景として、経営強化計画に基づいた様々な施策に積極的に取り組んでまいります。

特に、中小規模事業者のお客さまに対する円滑な資金供給や地域経済の活性化への貢献を通じて、顧客基盤の拡充と収益基盤の安定化を図り、地域社会の発展に必要不可欠な存在として、お客さまからの一層の信頼向上に努めてまいります。

第1 経営強化計画の実施期間

当行は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第4条第1項の規定に基づき、平成20年10月から平成23年3月まで経営強化計画を実施いたします。

なお、今後計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく金融庁に報告いたします。

第2 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標（単体ベース）

1. 収益性を示す指標

(単位：%)

	20/9期 実績	計画始期 の水準	21/3期 計画	21/9期 計画	22/3期 計画	22/9期 計画	23/3期 計画	改善幅
コア業務純益 ROA	0.29	0.26	0.30	0.30	0.32	0.39	0.40	0.14

※ コア業務純益 ROA = コア業務純益 / 総資産平残

※ 計画始期の水準については、平成20年度下期の金融市場の大きな変動により、収益環境が一段と厳しい状況にあることを勘案し、平成20年12月期決算までを織り込んで設定しております

2. 業務の効率性を示す指標

(単位：%)

	20/9 実績	計画始期 の水準	21/3期 計画	21/9期 計画	22/3期 計画	22/9期 計画	23/3期 計画	改善幅
業務粗利益 経费率	77.96	77.87	72.98	68.73	67.88	65.38	64.80	13.07

※ 業務粗利益経费率 = (経費 - 機械化関連費用) / 業務粗利益

※ 計画始期の水準については、平成20年度下期の金融市場の大きな変動により、収益環境が一段と厳しい状況にあることを勘案し、平成20年12月期決算までを織り込んで設定しております

※ 機械化関連費用には、機械賃借料、アウトソーシング料及び事務機器等の減価償却費等を計上いたしております

第3 経営の改善の目標を達成するための方策

1. 経営の現状分析

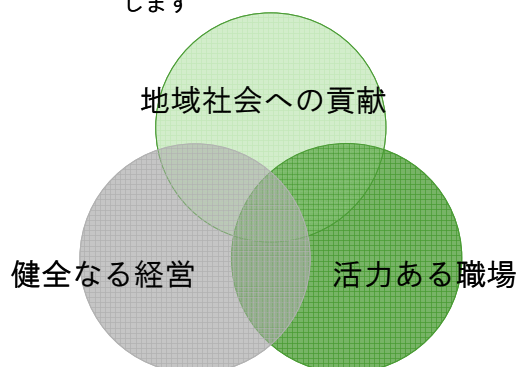
(1) 当行の経営理念

当行は、昭和 18 年の創立以来、地域社会への貢献のため健全な経営を続け、地域の皆様とともに発展を遂げてまいることができました。

その間、地域社会への貢献、健全なる経営、活力ある職場、という当行の経営理念のもと、地域から信頼され、地域で存在感のある金融機関として社会的使命を果たしてまいりました。

【当行の経営理念】

私どもは幸せな人間生活と豊かな社会づくりに貢献することを銀行活動の使命とします



銀行の発展は、地域社会への貢献の証しであり、私どもの存在を可能とするため、より健全な経営に心がけます

私どもが人間として尊厳を勝ちとるための練成の場として、明るく活力ある職場づくりに努めます

(2) 経営環境

平成 21 年 3 月期第 3 四半期までの経済情勢を顧みますと、サブプライム問題を発端とした証券化市場の混乱を契機として、欧米を中心に資本不足や経営危機に陥る金融機関が相次いだ結果、金融機関の金融仲介能力が低下し信用収縮が世界的に波及・拡大するなど、金融市場の緊張が著しく高まりました。

このような金融市場の混乱は実体経済にも大きな影響を与えており、米国経済が住宅価格の大幅な下落や雇用情勢の悪化等、一層厳しさを増しているほか、欧州でも景況感が一段と悪化しており、また新興国や資源国においても景気が減速しております。

日本経済につきましても、上述の海外景気停滞やそれによる円高の影響を受け、輸出の減速が鮮明になっていることに加え、実質賃金の低下や世界的な株価急落、派

遣労働者を中心とした雇用調整等により個人消費も停滞するなど、景気の下振れリスクが強く懸念されるようになってきております。こうした中、金融機関にとっては、首都圏を中心とした不動産価格の反落をきっかけとして、不動産業・建設業を中心に資金調達構造が借入れに依存している企業の大型破綻が相次ぐなど、与信コストの増大が経営の圧迫要因となってきております。

また、有価証券市場においては、サブプライム問題を発端とした証券化市場の価格の著しい下落を端緒とし、海外投資家を中心に換金売りの動きや信用力の高い投資資産への逃避の動きが続いている等の要因から、一部の債券や株式を中心とした有価証券の価格下落リスクは現在においても引き続き顕在化する恐れがあるものと考えております。

(3) 福井県内経済の現状

一方、福井県内経済を顧みますと、海外経済の減速や既往の原料・原油価格の高騰の影響を受け、停滞色が強まってきており、今後も先行きについては、当面、悪化を続ける可能性が高いと考えられます。

平成 20 年に入り、県内の主要産業である電気機械、繊維、眼鏡、化学、一般機械の全ての業種において鉱工業生産指数は落ち込みを始め、平成 20 年下期に入ってさらに急速な減速感が生じております。特に、県内経済のけん引役である一般機械製造業等で減速感が強く、県内企業の設備投資スタンスが慎重化しており、設備投資の減少幅も拡大する傾向にあります。

平成 20 年 12 月の雇用を見ますと、有効求人倍率が、非正規社員を中心とした雇用調整の動きなどがみられていることから、0.93 倍と平成 16 年 4 月以来 4 年 8 か月振りに 1 倍を下回り、一人当たり名目賃金も 4 か月連続して前年比マイナス(▲3.9%)となっていることから、個人消費は広範囲で弱含みの傾向にあります。

また、県内企業倒産は、件数・負債総額ともに前年を上回る傾向にあり、中小企業においても中堅クラス以上の破綻が増え、負債額の大型化傾向が続いております。

【福井県内の倒産状況】

(単位：億円、件、%)

	17/4~18/3	18/4~19/3			19/4~20/3		
			前年比			前年比	
			件数、金額	増加率		件数、金額	増加率
負債総額	113 (61, 220)	293 (54, 462)	+180 (▲6, 757)	159.2 (▲11.0)	498 (57, 955)	+205 (+3, 492)	69.9 (6.4)
倒産件数	73 (13, 170)	109 (13, 337)	+36 (+167)	49.3 (1.2)	130 (14, 366)	+21 (+1, 029)	19.2 (7.7)

※ 上段は福井県、下段()は全国

※ 出所：東京商工リサーチ全国企業倒産状況

【福井県内の経済状況：主要経済指標の前年増加率】

(単位：%)

	17/4～18/3	18/4～19/3	19/4～20/3
百貨店＋スーパー売上高 (既存店)	▲ 2.6 (▲ 2.3)	0.9 (▲ 1.2)	▲ 3.4 (▲ 1.0)
乗用車新車登録台数 (除く軽自動車)	▲ 4.5 (▲ 1.0)	▲ 6.4 (▲ 6.8)	▲ 4.5 (▲ 5.8)
建築着工床面積	▲ 5.2 (4.7)	▲ 4.0 (1.2)	▲ 15.2 (▲ 11.2)
公共工事請負額	▲ 16.9 (▲ 5.6)	▲ 3.6 (▲ 5.2)	▲ 14.2 (▲ 4.1)
鉱工業生産指数	0.1 (1.1)	6.9 (4.5)	▲ 0.7 (2.8)
雇用者所得	▲ 1.9 (1.1)	0.9 (1.3)	▲ 2.8 (1.0)

※ 上段は福井県、下段()は全国

※ 出所：近畿経済産業局、経済産業省、福井県自動車販売店協会他、日本自動車販売協会連合会他、国土交通省、福井県、厚生労働省

(4) 主たる営業基盤の地域の中小企業向け貸出等の現状

当行の主たる営業基盤である福井県内の中小企業向け貸出金残高は、平成 18 年 4 月～20 年 3 月に 1,601 億円減少（減少率 13.02%）しており、当行においても同様の傾向となっております（当行の減少率 13.26%）。これは、この間の景況が全国的には緩やかな回復基調にあったものの、福井県内、特に中小企業にとっては回復の実感が乏しく、むしろ倒産等が増加するなど非常に厳しいものであったことを反映しているものと考えております。

こうした世界的な景気の下振れや金融市場の混乱、国内経済への負の波及がなお当面続くと見込まれることから、当行におきましては、財務の健全性を十分に維持しつつ、リスク管理等ガバナンスのさらなる強化を図り、メリハリをつけた経営資源配分とお客さまのニーズに即したリージョナルバンクとしての金融サービス提供を継続的に行うことにより、地域の顧客基盤を保持し、かつ収益力の一層の強化を図ることが重要な課題となっております。

【福井県内の中小企業向け貸出金残高】

(単位：億円、%)

	18/3 期	20/3 期	増減	増減率
県内に本店を置く 金融機関の合計	12,296	10,695	▲1,601	▲13.02

※ 計数出所：各金融機関ディスクロージャー誌

※ 県内に本店を置く金融機関：福井県に本店を置く銀行及び信用金庫

※ 中小企業向け貸出金残高は以下のとおり

- 銀行：中小企業等向け貸出残高（個人含む）－消費者ローン残高
- 信用金庫：貸出金残高－地方公共団体向け貸出金残高－消費者ローン残高

(5) 平成 20 年 9 月期決算の概要（連結ベース）

平成 20 年 9 月中間決算は減収減益となりました。経常収益は、12 億 34 百万円減少して 56 億 17 百万円となりました。内訳を見ますと、資金運用収益は、有価証券利息配当金の減少により 5 億 4 百万円減少の 46 億 70 百万円、役務取引等収益は 90 百万円減少の 7 億 10 百万円等、主要分野において減収となりました。

また、経常費用は、4 億 15 百万円減少の 57 億 71 百万円となりました。内訳を見ますと、預金支払利息等の資金調達費用は 1 億 55 百万円増加の 8 億 1 百万円、役務取引等費用は 21 百万円減少の 4 億 97 百万円、その他業務費用は 95 百万円増加の 3 億 83 百万円、営業経費は削減効果により 44 百万円減少の 33 億 92 百万円、その他経常費用は 6 億円減少し 6 億 95 百万円となりました。

上述の通り、経常費用は、平成 20 年 3 月期に多額の貸倒引当金を計上したことから貸倒償却引当費用が大幅に減少しましたが、有価証券の評価損を計上したことにより、減少幅は小幅に留まっております。その結果、経常損失は 1 億 53 百万円となり、中間純損失は、繰延税金資産の見直しを行い、一部取崩した結果、6 億 56 百万円となりました。

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円、%)

科 目	前中間連結会計期間 (B)		当中間連結会計期間 (A)		比 較 (A) - (B)	前連結会計年度要約	
	金 額	百分比	金 額	百分比		金 額	百分比
経 常 収 益	6,852	100.00	5,617	100.00	▲ 1,234	12,233	100.00
資 金 運 用 収 益	5,174		4,670		▲ 504	9,747	
(うち貸出金利息)	(4,110)		(4,078)		(▲ 31)	(8,299)	
(うち有価証券利息配当金)	(992)		(551)		(▲440)	(1,337)	
役 務 取 引 等 収 益	801		710		▲ 90	1,474	
そ の 他 業 務 収 益	551		108		▲ 443	630	
そ の 他 経 常 収 益	325		128		▲ 196	381	
経 常 費 用	6,186	90.28	5,771	102.73	▲ 415	17,919	146.47
資 金 調 達 費 用	646		801		155	1,414	
(うち預金利息)	(620)		(795)		(174)	(1,367)	
役 務 取 引 等 費 用	519		497		▲ 21	998	
そ の 他 業 務 費 用	288		383		95	874	
営 業 経 費	3,437		3,392		▲ 44	6,702	
そ の 他 経 常 費 用	1,295		695		▲ 600	7,929	
経 常 利 益	665	9.72	▲ 153	▲ 2.73	▲ 819	▲ 5,685	▲46.47
特 別 利 益	0	0.01	0	0.00	▲ 0	0	0.00
特 別 損 失	227	3.32	18	0.32	▲ 209	414	3.39
中 間 (当 期) 純 利 益	154	2.25	▲ 656	▲ 11.68	▲ 810	▲ 6,189	▲50.59

(6) 連結財政状態に関する定性的情報

当中間連結会計期間末における連結総資産は、前連結会計年度末に比べ1億9百万円増加し、4,552億77百万円となりました。

純資産の部は、前連結会計年度末に比べ22億96百万円減少し、131億8百万円となり、うち株主資本は135億98百万円、評価・換算差額等は▲4億91百万円、少数株主持分は1百万円となりました。その結果、自己資本比率は6.60%となっております。

主要勘定につきましては、資産の部では貸出金が前連結会計年度末に比べ85億82百万円増加し3,399億42百万円となった一方で、有価証券は前連結会計年度末に比べ94億23百万円増加し、964億81百万円となりました。また、負債の部では預金が前連結会計年度末に比べ16億38百万円増加し4,325億48百万円となりました。

【中間連結貸借対照表（抜粋）】

（単位：百万円）

	20/9 末			20/3 末	19/9 末
		20/3/末比比	19/9 末比		
資 産	455,277	109	▲ 11,763	455,167	467,040
うち 貸 出 金	339,942	8,582	▲ 1,080	331,360	341,022
うち 有 価 証 券	96,481	9,423	4,182	87,058	92,299
負 債	442,169	2,406	▲ 2,582	439,762	444,751
うち 預 金	432,548	1,638	▲ 2,654	430,910	435,202
純 資 産	13,108	▲ 2,296	▲ 9,180	15,405	22,288
株 主 資 本	13,598	▲ 736	▲ 7,101	14,334	20,699
評 価 ・ 換 算 差 額 等	▲ 491	▲ 1,560	▲ 2,080	1,069	1,588
少 数 株 主 持 分	1	▲ 0	1	1	—

(7) 平成20年9月期の損益状況の分析（単体ベース）

平成20年9月期の業務純益は前年同期比11億41百万円減少の1億51百万円となりました。減少の主たる事由は第一に預金利息の増加と有価証券利息の減少を主因とする資金利益の減少（前年同期比6億64百万円減少の38億54百万円）であり、第二に国債等債券関係損益が損超（前年同期比6億33百万円減少の▲3億32百万円）となったことです。

① 資金利益の減少

当行の資金調達構造については、個人のお客様を中心とした定期性預金が71%を占める主要な構成要素となっており、平成18年7月のゼロ金利解除以降の政策金利の引き上げに連動して調達コストが徐々に上昇いたしました。これにより、預金調達利回りは、ゼロ金利解除前の平成18年3月期の0.05%から0.36%まで上昇しました。

一方、貸出は福井県内の景況を反映し事業性資金の需要が大きく減少したことに加え、金融機関の競合激化による貸出平均約定金利の伸び悩みや固定金利貸出の割合増加等により、貸出金利回りは平成 18 年 3 月期の 2.39%に対して 2.42%とわずかな上昇にとどまっております。この結果、ゼロ金利解除以降、預貸利回り差が 0.28%程度減少しており、資金利益減少の大きな要因となっております。

なお、対前年同期との比較においては、預貸利回り差が 0.14%低下したことに加え、有価証券利回りが受益証券の利息配当金の減少を主な要因として、1.13%低下して 1.02%となったことが大きく影響し、資金収益は 46 億 54 百万円と前中間期末に比べ 5 億 8 百万円減少しました。

【利回りの推移】

(単位：%)

	18/3 期	19/3 期	20/3 期	19/9 中間期	20/9 中間期
貸 出 利 回 り	2.39	2.42	2.48	2.48	2.42
預 金 利 回 り	0.05	0.13	0.31	0.28	0.36
預 貸 利 回 り 差	2.34	2.29	2.17	2.20	2.06

② 国債等債券関係損益の状況

また、国債等債券関係損益の損超は、サブプライムローン問題に端を発した市場混乱に伴う収益機会の縮小から、債券運用収益が大幅に減少したことと、債券の減損が発生したことが主たる要因です。(国債等債券売却益 51 百万円：前年同期比 4 億 98 百万円減少、国債等債券償却:3 億 6 百万円:前年同期比 3 億 6 百万円増加)

以上のように、業務粗利益、コア業務純益の大幅な低下を主因として、コア業務純益 ROA は平成 18 年 3 月期の 0.63%から 0.29%まで低下し、また、業務粗利益経費率が 61.31%から 77.96%に上昇していることから、ALM 機能強化と業務粗利益面及び経費面での抜本的な収益構造の再構築が経営課題となっております。

【主要計数の推移】

(単位：百万円、%)

	18/3 期	19/3 期	20/3 期	19/9 中間期	20/9 中間期
コ ア 業 務 純 益 R O A	0.63	0.62	0.41	0.54	0.29
コ ア 業 務 純 益	2,952	2,904	1,908	1,267	683
総 資 産 (平 残)	466,351	462,294	462,662	461,229	460,371

(単位：百万円、%)

	18/3期	19/3期	20/3期	19/9期 中間期	20/9期 中間期
業務粗利益経费率	61.31	58.82	68.02	58.67	77.96
業務粗利益	9,301	9,478	8,324	4,936	3,689
経費	6,621	6,472	6,591	3,367	3,338
うち人件費	3,521	3,477	3,512	1,840	1,779
うち物件費	2,811	2,704	2,811	1,387	1,422
うち機械化費用	918	897	929	471	462

(8) 平成21年3月期決算の見通し

平成21年3月期の業務粗利益は、有価証券利息配当金及び債券5勘定戻等価証券関係損益の減少により、76億58百万円と前年度比6億66百万円減少する見通しです。また、業務純益（貸倒引当金取崩額の特別利益計上前）は業務粗利益は減少するものの、一般貸倒引当金繰入額の減少に加え、人件費の減少により17億28百万円と前年度比3百万円増加する見込みです。

経常利益は1億14百万円の経常損失となりますが、不良債権処理費用が大幅に減少する見込であり、前年度比65億44百万円の大幅な改善になる見通しです。

当期純利益は、繰延税金資産の課税所得制約による取崩により、22億65百万円の純損失となるものの、前年度比43億95百万円と大幅に改善する見通しです。

なお、平成20年3月期の福井県内の倒産増加傾向を反映し、将来の下振れリスクを織り込んだ資産査定を行い、予防的に多額の貸倒引当金を繰り入れたことや、経営改善計画策定の段階から関与する等貸出先に対する経営支援を強化したことにより債務者区分のランクアップが増えたため、一般貸倒引当金で6億23百万円の繰戻しが生じ、個別貸倒引当金も47百万円の繰入れにとどまる見込みです。

また、当行では、信用コストは過去のデフォルト率や損失率の実績を基にした統計的手法に加え、大口貸出先については個社別に業況等の与信管理を行っておりますが、計画期間中の信用コストは、現状経済環境等も踏まえ、個別貸倒引当金は追加見通しであり、一般貸倒引当金については、過去の特種要因が消え実績率の低下が見込まれることから引当金戻入を見込んでおります。

経営強化計画では、不良債権の最終処理に重きを置いた与信管理から信用供与の円滑化や地域経済発展とのバランスを取った再生支援型の不良債権管理を志向してまいります。

2. 経営の改善目標を達成するための方策

(1) 経営戦略

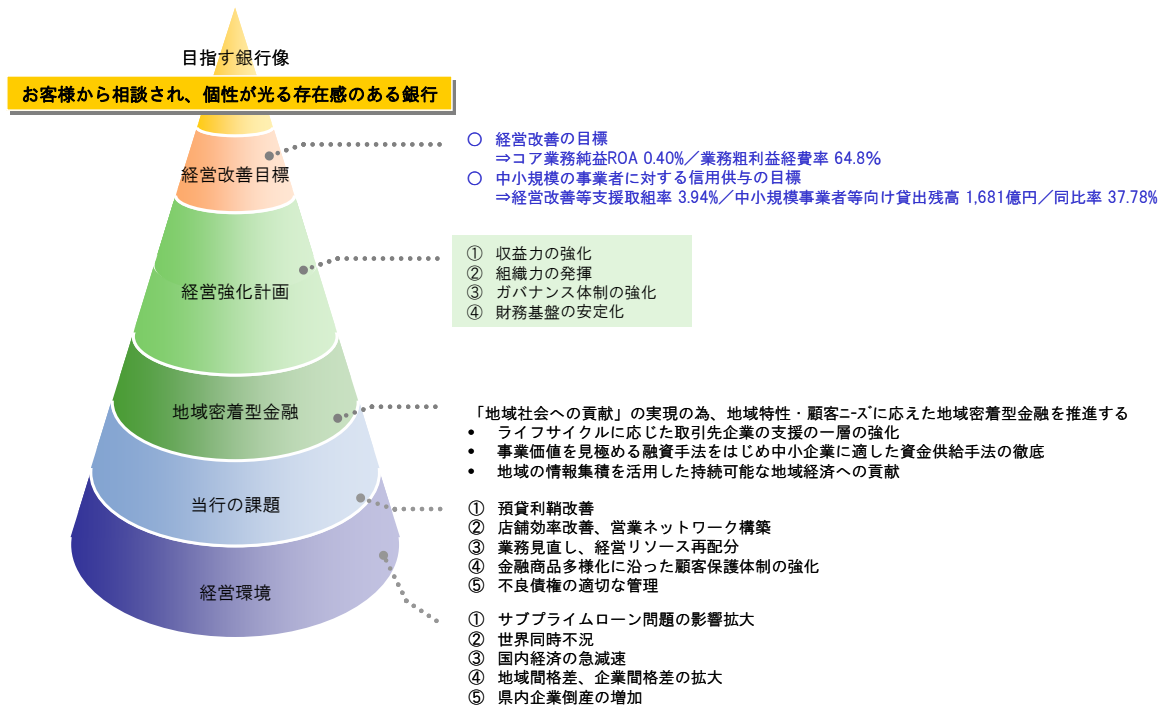
当行では、平成19年4月から中期経営計画「お客様感動への挑戦」を策定致しました。経営強化計画においても、上記計画を推し進め、常にお客様の立場になって考え行動することを原点に、「お客様から相談され、個性が光る存在感のある銀行」を目指し、役職員一同全力を投入して地域金融機関としての役割を果たしてまいり所存であります。

また、当面、不透明な経営環境が続くことが見込まれる中、当行におきましては、財務の健全性を十分に維持しつつ、金融環境の変革に柔軟に対応し、安定収益が確保できる経営体質を構築する必要があると考えており、そのための経営戦略上の重点課題として、「収益力の強化」「組織力の発揮」「ガバナンスの強化」「財務基盤の安定」に取り組んでまいります。

【経営強化計画のもとでの経営戦略】

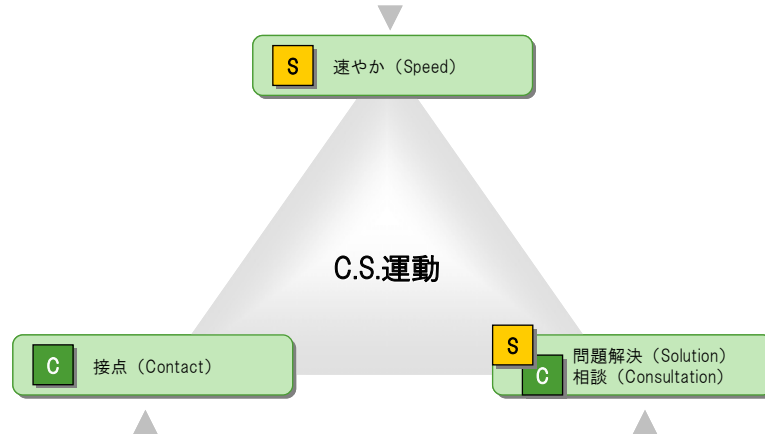
収益力の強化	<ul style="list-style-type: none">・ 現在取り組んでいる{C. S.}運動の一層の推進により、お客様との接点強化と商品・サービス提供力の強化を通じて、全員営業の力による中小企業・個人取引の拡充を行い、収益力を向上させます。・ 業務の抜本的な見直しによる業務の効率化、ローコスト経営と収益管理を進め、収益体質の改善を目指します。
組織力の発揮	<ul style="list-style-type: none">・ 営業店・本部体制の再編を通じ、お客様との接点増加、相談・解決力の提供強化、意思決定のスピード向上、人材育成のための体制を整備するなど、組織力をより発揮できる仕組み作りを行うことで、全体最適を目指します。
ガバナンスの強化	<ul style="list-style-type: none">・ 当行は、企業価値の向上に向けてお客様からの信頼を担保していくためには、行内における法令遵守意識の徹底、経営の透明性確保、適正な相互牽制機能の発揮が極めて重要であると認識をもっており、そうした観点から、一層のコンプライアンスの強化、リスク管理の高度化、内部統制態勢の堅確化を進めます。
財務基盤の安定	<ul style="list-style-type: none">・ 今回の公的資金による当行の財務基盤の強化と諸施策を背景に、事業基盤である福井県内の中小規模事業者向け貸出を一層推進することによりトップライン収益を増強し、一方で、信用リスク管理の徹底により与信コストを安定化させることでボトム収益を確保し、財務基盤の安定化を図ります。

【経営強化計画の全体像】



【C.S.運動】

早く考える、分析する、検討する、早く回答する、早く決断(決定)する、早く行動する
 「最高の価値を最低のコストで最短时间内に提供する」
 ○スピード戦略により **即応性の競争優位を確立**し、コスト・品質に代わる新たな競争優位の源泉に
 ●スピード戦略により得られるものは ⇒ 利益/生産性/品質/企業革新の風土/顧客満足



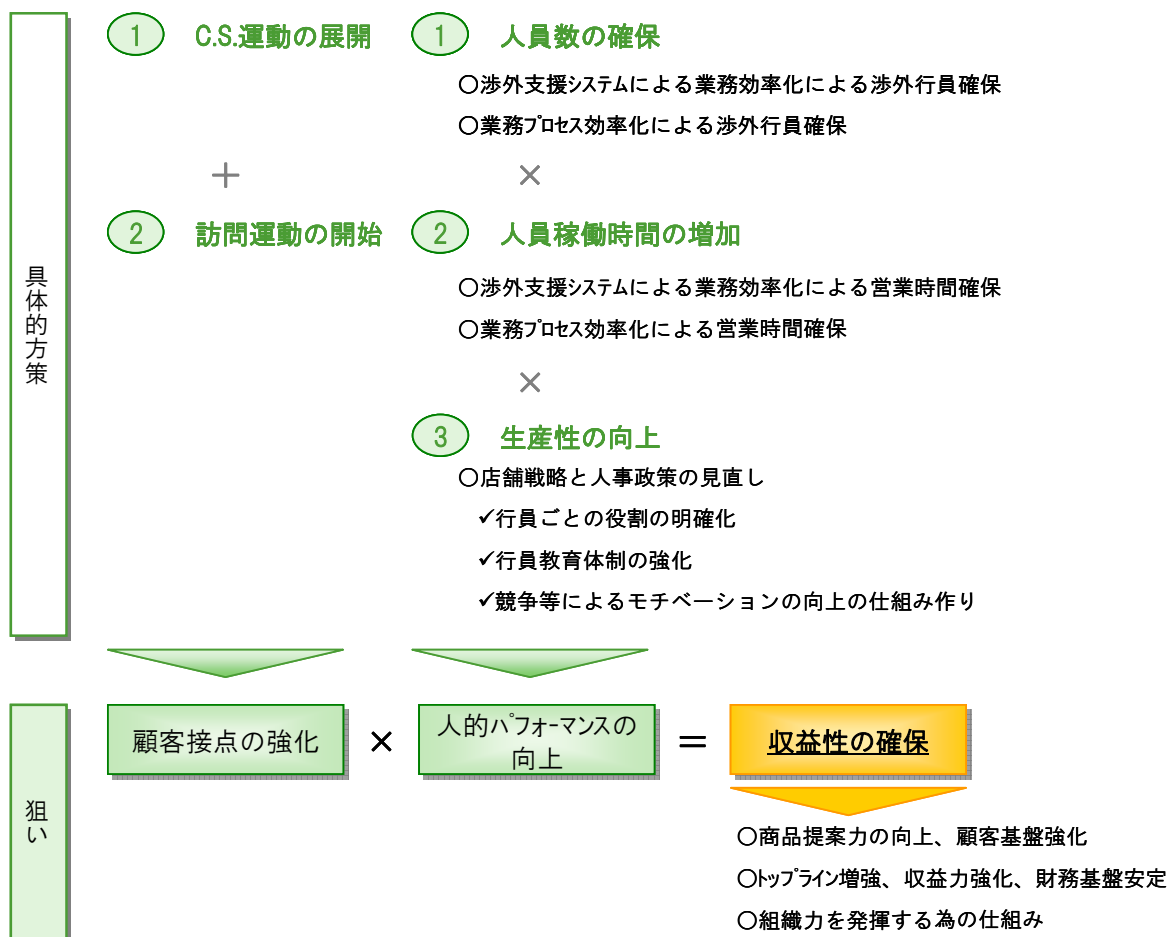
○顧客接点の強化と拡充：
 渉外活動見直し・IT活用を通じ顧客接点を強化する
 ●顧客接点の強化と拡充により得られるものは：
 ⇒利益/自らの強みをより強固に/基盤拡充/顧客満足

○ソリューション営業の推進：
 問題解決力を発揮し顧客とのリレーションシップを醸成・確立する
 ●ソリューション営業の推進により得られるものは：
 ⇒利益/基盤拡充/顧客満足

(2) 地域密着型金融に関する取組み等による収益性の確保

お客様との間で長く続いた親密な関係を強化・維持し、お客様のニーズに応じた付加価値を提供することにより収益構造を安定的かつ確実なものとしたします。

【収益性確保に向けた方策の全体像】



① 店舗戦略

<現状>

当行は、お客様の近くで営業を行うことを第一に、福井県内を中心に積極的に出店をしてまいりましたが、経済成長率の鈍化もあり当初見込み通りの業容拡大は進まず、当行の1店舗当たりの残高は預金量が88億円、貸出金が69億円と第二地銀平均の172億円、133億円を下回るものとなっております(平成20年3月末残)。

このため、1店舗当たりの人員を抑制することにより店舗の採算性を確保する戦略をとってまいりましたが、その結果、少人数の店舗の割合は他行に比べ多

くなっております（46ヶ店の内、8名以下の少人数店舗は23ヶ店と半分を占めています（平成20年9月末））。

また、多店舗展開の結果、僚店間で営業活動範囲が重複する等、業務面の非効率が生じています。

<課題>

今後、商品・サービス・お客様のニーズの多様化及びコンプライアンス対応強化がますます必要となってくることを考えますと、従来型のフルバンキングを前提に営業活動を推進するためには、現状の店舗人員数ではこれらへの対応が困難になりつつあり、少人数多店舗体制を抜本的に見直す必要があると考えております。

また、それに加えて、1店舗当たりの預貸量を拡大し営業効率を改善することで採算性を向上させると共に、人材育成体制強化や組織力の向上等を通じてお客様のニーズに応え関係を強めることができる人員配置が課題となっています。

<方策>

人・物の投資に対し効果が限定的であった少人数多店舗体制を見直し、取扱量や取引層に応じた店舗体系といたします。このため、ニーズに合った商品やサービスの提供が可能となる最適規模・最適機能の店作りを目指し、店舗再編成を進めます。

ア) 最適規模・最適機能に向けた店舗体系再編成

今後、店舗の統合と渉外活動時間の捻出を通じて、現在、23ヶ店ある営業人員8人以下の店舗（ディフェンス店）を8ヶ店に減らし、一方、16人以上の店舗（オフense店）を13ヶ店に増やします。

これにより、オフense店ではお客様に対する金融サービスの提供がより充実し、中小規模事業者向けの貸出に向けた活動が進展すると共に、ディフェンス店においては業務の効率化を進めることで従来と遜色のない金融サービスの提供が可能となります。

具体的には、取引層に応じて最適規模・最適機能を目指した以下の3タイプの店舗体系に再編成いたします。

a. オフense店

預貸量・所属人員数（16人以上）ともに多く地域の旗艦店となるオフense店は、事業性融資を始めとする全ての銀行業務について、お客様のご要望に応じ充実した金融サービスを提供する攻めの営業を行います。

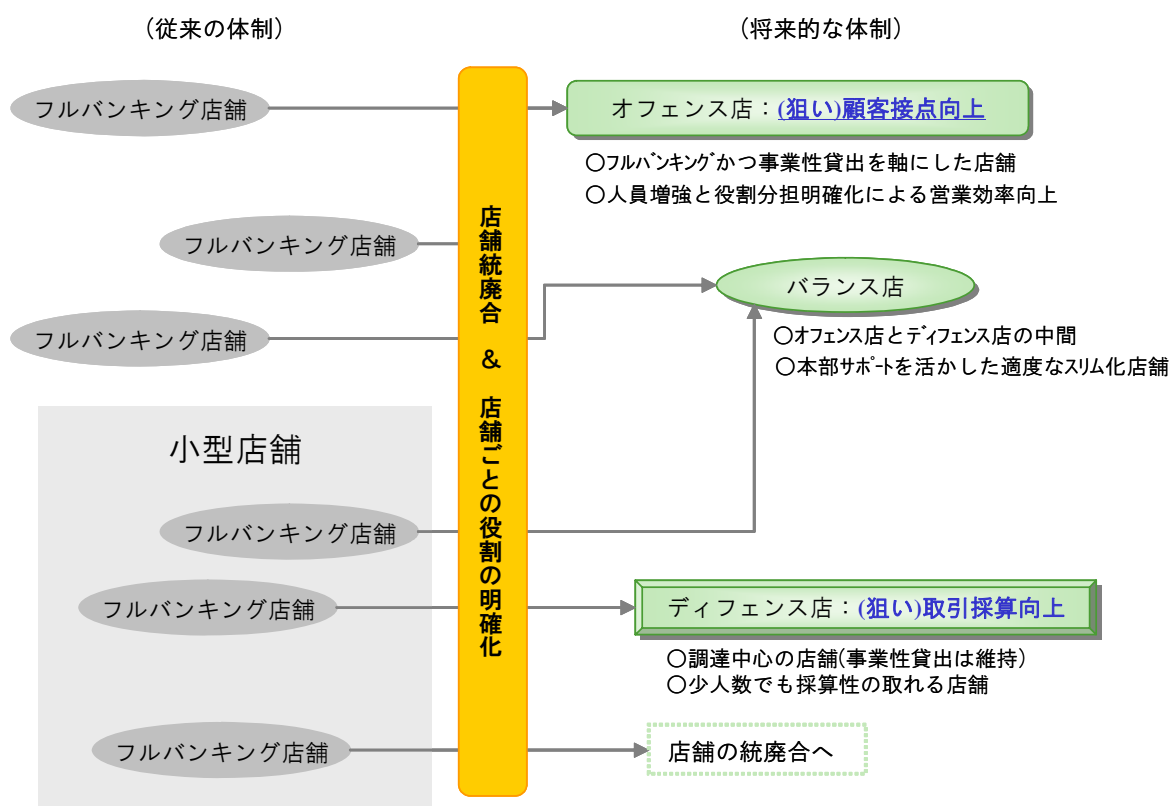
b. ディフェンス店

規模は小さいものの長年に渡りお客様との絆が強いディフェンス店は、事業性融資残高の維持を図り、調達を重視し効率を徹底的に追及することで、少人数（7名程度）でも採算性の取れる店作りを行います。

c. バランス店

従来の店舗のように、調達・運用両面で気軽にご利用いただけるバランス店は、今後強化される本部営業のサポートを活かしながら、攻守ともに幅広い金融サービスをバランスよく提供いたします。

【店舗戦略のイメージ】



【店舗戦略における全体像】

(単位：店、人)

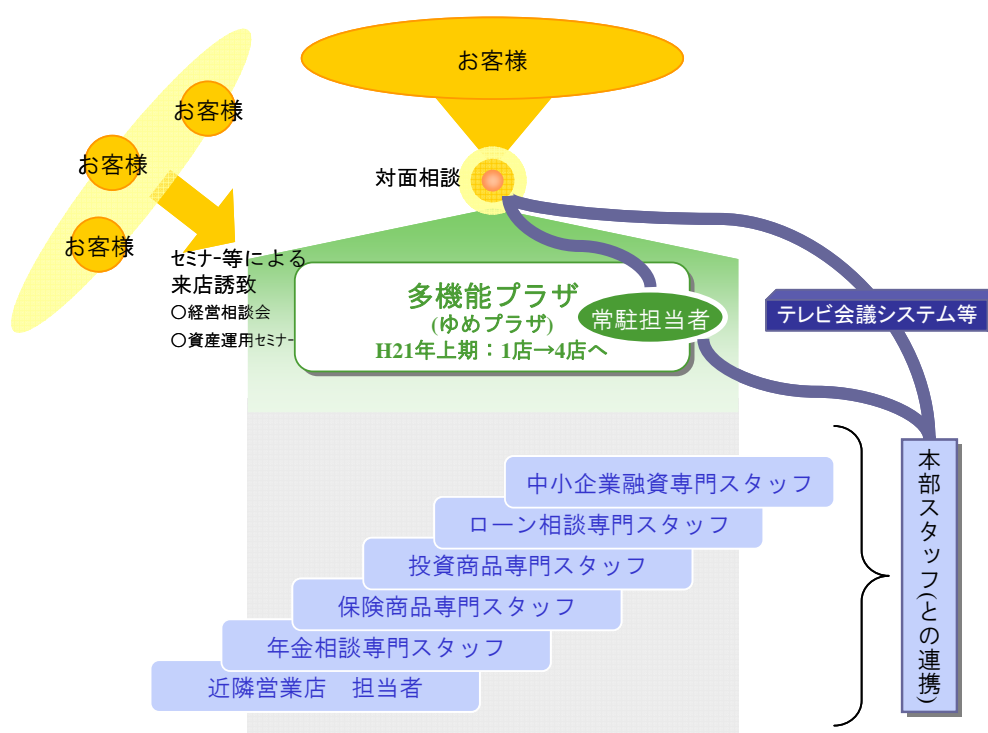
	店舗		人員	
	20/9	23/3	20/9	23/3
事業性貸出中心・フルバンキングのオフェンス店		13		16
既存顧客の維持中心のディフェンス店		8		7
従来型の攻守を兼ね備えるバランス店	46	19	11	11
合計	46	40	11	12

イ) 情報拠点の増設

幅広い顧客ニーズに即応した相談業務を行う多機能プラザ（愛称：ゆめプラザ）を増設いたします。（1ヶ所→4ヶ所、平成21年度上期予定）

廃止店舗跡を活用し、従来の個人ローン、投資商品・保険商品、年金のほか中小企業融資の相談業務を行います。幅広い知識・経験を有した行員を配置するほか、中小企業融資や経営改善相談、資産運用相談等にはテレビ会議システムを介して本部所管部行員による専門的なアドバイスを行う体制を整えます。

【多機能プラザ（ゆめプラザ）のイメージ図】



ウ) 店舗統合の促進

46ヶ店(平成20年9月末)を40ヶ店程度に統合・再構築いたします。

同一エリアで僚店が近隣にあり、店舗廃止後において僚店への取引移管がスムーズにできる店舗を中心に統廃合の予定です。(単独で1市町を営業エリアとしている店舗は存続させ、お客様との取引関係を維持し引き続き金融サービスの充実に努めます。)

また、店舗数は減りますが、渉外担当者は現状水準以上に配置いたしますので、店舗再編成に伴う店舗効率化等の体制整備の進展と相俟って、お客様との接点は従来に比べて、より多くなると考えています。これにより営業力及

びお客様への金融サービス提供力を強化する考えです。

【店舗統合スケジュール（予定）】

（単位：店、人）

	店舗数	渉外総数				
		渉外担当役席	渉外係	法人営業役席	業務渉外係	
20/9期	46	172	45	127	0	0
21/3期	44	171	44	127	0	0
22/3期	41	188	41	127	12	8
23/3期	40	209	40	127	12	30
増加数	▲6	37	▲5	0	12	30
増加率		21.50%				

※ 営業店の渉外体制

- ① 渉外担当役席 営業店の業績管理・渉外活動全般を行い、法人先担当も行う役席
- ② 渉外係 担当地域の新規先及び既取引先を推進する行員
- ③ 法人営業役席 所属店及び近隣店エリアで法人先の渉外業務を行う役席
- ④ 業務渉外係 集金・サービス等を主要業務とする行員

※上表の他に期待できる渉外待機要員（プロジェクトチームとして本部に在籍している行員）16名

- カイゼンPT 7名
 - 店舗統廃合事務局 3名
 - 店舗統廃合支援要員 6名
- 計 16名

② 営業戦略

<現状>

金融の自由化や自己規律の強化により、営業店で取扱う商品・サービスは質・量共に増え、同時にコンプライアンス面の強化も一層必要となっていることから、行員に求められる知識・技能の習熟水準や事務負担は以前と比べ格段に大きくなってきています。

しかしながら、当行は前述の通り、少人数多店舗展開を進めてきたこともあり、近年、新制度や新商品等への対応に苦慮するようになってきております。

<課題>

お客様のニーズを捉え満足度の高い金融サービスを提供するには、十分な準備期間と説明時間が必要であり、そのため営業時間を確保できる行員の活動環境の整備が必要となっています。

<方策>

お客様は融資を始めとして多くの業務において、専門性のあるより高度な説明や提案を求めるようになってきています。お客様に最も近い存在である行員の活動環境を整備し、職務と責任の明確化を行うことで、お客様に最適のタイミングで最適の金融サービスが提供できる体制を充実させてまいります。

ア) 渉外営業体制の見直し

知識・技能・成果向上を目的とする渉外の業務専担化を進めてまいります。

a. 営業体制

業務専担化による渉外の役割期待は以下の通りです。

渉外担当役席

営業店の業績を管理・向上させると共に、配下の渉外係の行動管理及び教育・育成を行います。また、取引規模の大きい法人先等を管理し、安定した業績の基盤となる取引を推進します。

法人営業役席

近隣店を含めたエリアでの法人の新規開拓及び所属店の既存大口先の深耕・管理を専門に担当します。店舗統合により創出した法人融資に精通した役席をオフENS店中心に配置し、高度な金融サービスを提供することにより、中小規模事業者向け貸出の増加を図ります。

法人推進渉外係

法人先及び個人先の一部を担当し、法人取引を中心に推進いたします。事業性融資に関し知識・技能共に豊富な中堅以上の行員を配置し、業務専担化によって、高度な金融サービスを提供してまいります。

個人推進渉外係

個人先及び一部の法人先を担当し、個人取引を中心に推進いたします。若手行員または個人取引推進を得意とする中堅行員を配置し、広くきめ細やかな金融サービスを提供すると共に、OJTの場として若手行員の知識・技能の向上も目指します。

総合渉外係

担当地域の全ての先を担当し、法人取引・個人取引共に推進します。預金業務・貸出業務共に習熟した中堅以上の行員を配置し、多面的かつ即応性のある金融サービスを提供いたします。

業務渉外係

集金サービス業務を主要業務とし、自店エリア全域を担当します。店舗統合や業務効率化により創出したテラー行員や役職定年となる行員を配置し、法人・個人先を推進する渉外係から営業管理業務の一部を切り離すことにより、営業渉外業務に費やす時間を十分に確保する体制を整備いたします。

b. 競争と指導によるモラルアップ

1店舗当たり渉外人員を増やし、競争と指導によるモラルアップを目指します。

店舗統廃合により渉外を集約し、競争原理を活かしながら OJT による指導をすすめることで渉外行員のモラルアップと知識・技能の向上を図り、業績向上につなげます。

c. 実質渉外活動時間の拡大

携帯電話を活用した渉外支援システム（平成 21 年度上期導入予定）の活用や、「渉外活動時間の捻出活動」を通して、お客様との接点を増やし付加価値を伴う実質渉外活動時間を拡大いたします。導入によるメリットは以下の通りです。

渉外行員の現金・重要物預り業務の効率化

携帯電話の使用により預り業務を機械化し、預り業務の効率化、事務疎漏の減少、事務レベルの向上が図れる。重要物管理のシステム化により預り業務に関わる法令遵守が強化される。

渉外行員の営業渉外時間の捻出

渉外行員の帰店後の事務処理、役席検証事務の減少により、渉外行員の営業渉外時間の捻出が図れる。

計画的な渉外活動の実現

渉外日誌の電子化により、計画的な渉外活動を実現し、交渉結果訪問活動の見込先等の管理を強化することで、営業力を強化する。

イ) 窓口営業

後述「(3) 業務の効率化」で記載する渉外活動時間の捻出のため、内部事務の業務量を低減させることで、窓口営業のための時間を拡大する他、空き時間を活用して店周セールスや電話セールスを行い渉外行員の支援を強化します。

③ 各部門別戦略

ア) 法人（事業先）戦略

当行は事業先の内、中小企業向け貸出が先数 99%、金額 86%を占めており、法人(事業先)戦略も中小規模事業者向け戦略を中心に進めてまいります。

当行の中小規模事業者向けに対する戦略については、「第5 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」（後述）に記載いたしております。

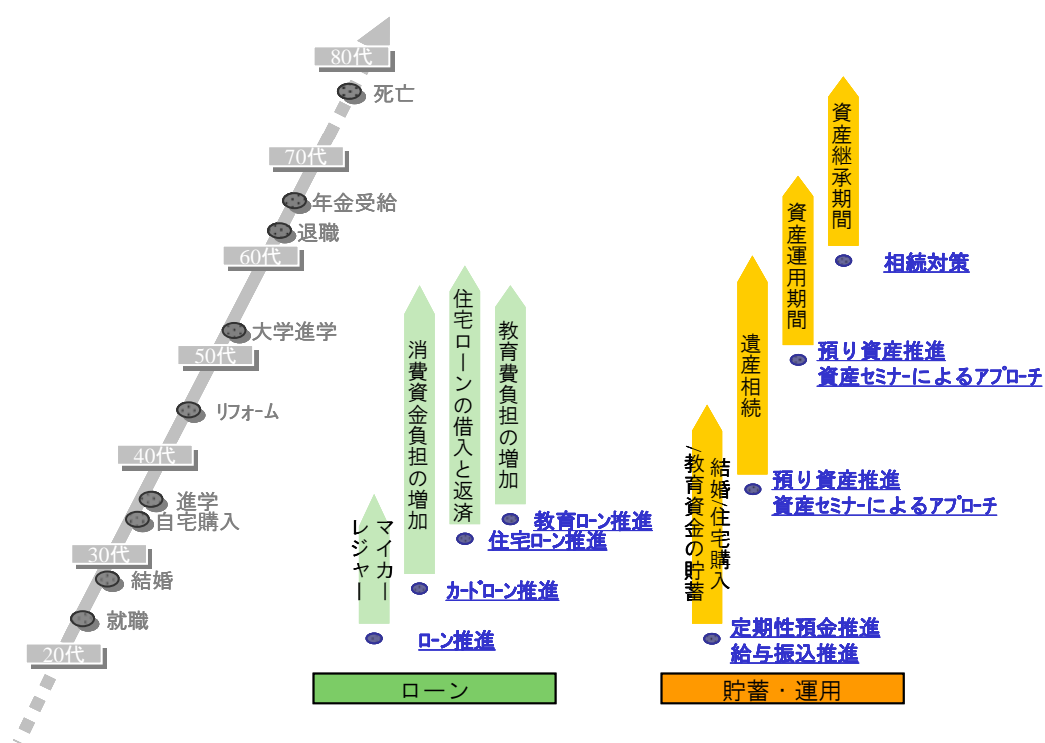
イ) 個人戦略

個人に対してはライフサイクルに合わせ、金融サービス内容のタイミングを兼ね備えた提案営業を推進してまいります。ライフイベント毎にお客様と関

係性を深め、ライフタイムバリュー（顧客生涯価値）を高めることで収益性を向上させる戦略を取ってまいります。

ライフタイムバリュー（顧客生涯価値）とは、お客様との関係性を強め生涯にわたりお取引いただくことで、企業に高い収益をもたらすことができるという考え方です。

【ライフステージ別の個人取引のイメージ図】



a. 預金戦略

個人預金は、安定的な資金調達の基礎となるものであり、積極的な推進を行ってまいります。

- ・ 給与振込口座獲得、住宅ローン推進によるメイン口座の獲得
- ・ 年金受給者の預金口座獲得と取引優遇による取引深耕
- ・ 渉外実働時間の捻出に伴う訪問時間の拡大による預金獲得強化
- ・ キャッシュカードとクレジットカード（クレジット及びキャッシング機能）一体型カードの販売推進強化と、公共料金等の決済口座獲得によるメイン化推進

b. 預り資産戦略

投資信託等の預り資産は、貯蓄から投資への大きな流れの中で、お客様の

ニーズに対応した商品の取り扱いを推進してまいります。

- ・ 顧客セグメント毎の営業店担当者設定と、顧客管理の徹底
- ・ 預り資産規模の大きいお客様への営業強化
(ゆめプラザ管理顧客として定期的な接触・管理)
- ・ 法人取引を活用したオーナー等との取引強化
- ・ マーケット状況(市場規模・顧客情報・競合動向)に関する情報支援強化
- ・ ノウハウの蓄積・コンピテンシーの解明による行員教育支援
(実践型教育、訓練の実施)
- ・ 営業店への預り資産担当者を選任
(ブロック毎の知識・セールス研修実施による中核的推進者育成)
- ・ 販売担当者のレベルの統一、及び預り資産担当者の知識・セールス力の
底上げ(社内試験・検定等の実施を検討)

c. 住宅ローン戦略

住宅ローンは個人取引メイン化の基本と考え、積極的に取り組んで参ります。

- ・ 住宅ローン推進の拠点であるゆめプラザ増設による相談機能を強化(増設：1ヶ所→4ヶ所)
- ・ 宅建業者の一元管理体制構築による住宅ローンの獲得強化
- ・ ゆめプラザに事務機能を順次具備し、ローンのスピーディーな対応と、営業店の事務負担の軽減を実現
- ・ 事務作業の削減によるセールス営業特化体制の構築
マーケット・顧客に応じた金利設定による優良案件の取込強化

d. 無担保ローン戦略

メイン取引層の他ミドルリスク層も含めて、対面セールスとDM・電話セールスを組み合わせた営業により、収益機会を高める戦略を取ってまいります。

- ・ カードローンの強化(新商品による新規獲得・既契約者の利用促進)
- ・ 各種ローンキャンペーン実施
- ・ 無担保ローンの中間管理のアウトソーシングによる営業特化体制の構築
- ・ 販売業者と提携した新商品の取扱いによるローン推進チャネルの開拓
- ・ 広告媒体を活用したローン獲得活動の実施

(3) 業務の効率化

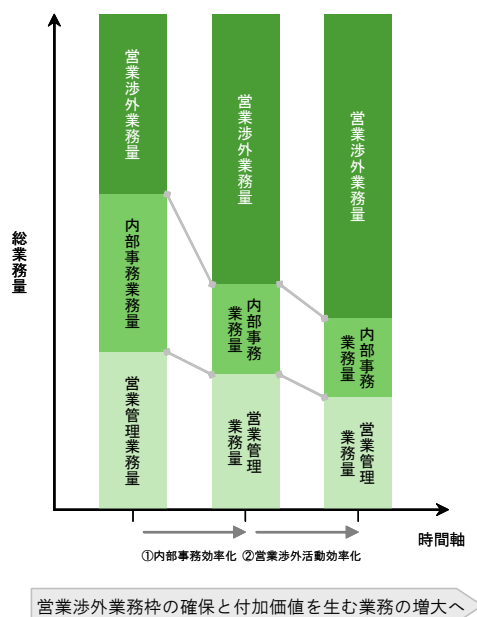
以下の方策により業務の効率化に努め、計画期間中の業務粗利益経費率は 77.96%

から 64.80%まで低下し、13.16 ポイント改善いたします。
 なお、業務粗利益経費率は機械化関連費用を除いて算出しております。

① 渉外活動時間の捻出による業務拡大

渉外活動時間の捻出を行うためにコンサルタントを導入し、「営業店内部事務の効率化」及び「営業渉外活動の効率化」の2つの側面から業務プロセスの改善を図るため、平成21年1月、コンサルタントからの最終報告に基づく24項目の改善案に対しての活動を開始いたします。

【改善後の総業務量イメージ】



ア) 問題点と改善策

改善策を大きく a. 付随・付帯作業時間の削減、b. 目的活動時間の増加の2つに分類し、削減効果をもとに目的活動を拡大させます。

a. 付随・付帯作業時間の削減

各テーマを「廃止」「簡素化」「外注化」「集約」の4つの視点から見直し、付随・付帯作業時間の削減を図ります。

b. 目的活動時間の増加

各テーマを「延べ渉外担当者の増加（量的視点）」「渉外効果の向上（質的視点）」の2つの視点から目的活動時間の増加を図ります。

イ) 方策の整備

a. 関連会社の事業立上げ（組織面）

関連会社において事業を立上げ推進していく手法として、出向や転籍により関連会社の人員体制を整備し、対象業務を外注化（業務委託）いたします。（平成 22 年度）

対象業務は、代理受領業務・集金業務・サービス業務・単純業務・店外 ATM 管理業務等を考えております。

b. 人事制度の再構築（人事面）

現在の、一律的な人事管理では、今後の営業展開に必要となる人材確保・育成が困難であり、柔軟な営業展開が困難です。今後は、複線型人事制度の導入を通して、「技術の高度化・専門化」「年功的人事制度の払拭」「実務能力と管理能力の明確な分離」を実現し、営業展開に必要となる人材の確保、育成を図ってまいります。

c. 営業マネジメント体制の整備（営業面）

中小企業融資推進室の設置により、①融資推進戦略に基づいた推進項目の明示化、②営業店に対する「計画管理」「行動支援・管理」「情報支援」「教育支援」を効果的に行うための営業マネジメントの強化等、マネジメント体制を整備すると共に、営業担当者の融資渉外力と技能向上を図ってまいります。

ウ) 改善効果

各改善テーマは、プロジェクト形式により各改善策の詳細を検討し、実施いたします。改善期間は、約 2 ヶ年程度を想定しております。今回のプロジェクト実施により、約 76 名相当の人員捻出効果が得られる見込みであります。

捻出できた人員は、人的資源の傾斜配分の観点から、中核となる店舗へ重点的に配置するとともに、集金業務を主とする業務渉外にも配置することによって渉外を中心とした営業力の強化につなげてまいります。

② 営業力・人件費に応じた人件費配分

店舗統合に伴い、人材を営業力強化に向けて傾斜配置するとともに取引先の経営支援の一環として経験と知識を有した行員の出向を実施する等、中小企業へのサポート体制の充実に注力いたします。また新卒者を計画的に採用することで平成 20 年 9 月末時点の期末従業員数（臨時職員・派遣社員含む）706 名を、平成 23 年 3 月末までに 670 名程度の人員体制とし、営業力、収益力に応じた効率的な人件費の配分を実施してまいります。

③ メリハリの利いた物件費の配分

ア) 店舗統合による物件費の減少

23年3月末までに営業店40ヶ店体制とすることで業務の効率化をはかり、また土地建物賃借料などを含め物件費の削減をはかってまいります。

一方で、お客様がご利用しやすい店作りを行うためには、店舗の新築・増改築・多機能プラザ増設の他、事業性融資等の相談コーナーの設置や駐車場拡大等が必要不可欠であると考えており、これらについては前向きに投資を行ってまいります。

店舗統合に伴う物件費の減少により上述の前向きな投資が促進され、来店時の駐車スペース不足の解消やプライバシー保護を考慮した相談コーナー設置等が実現いたします。これによりお客様の利便性・満足度を向上させることができ、延いては業績の向上につながるものと考えております。

【店舗統廃合による物件費削減見込み額】

(単位：百万円、店)

	物件費削減額	廃止店数	店舗数
20/9期	—	—	46
21/3期	8	2	44
22/3期	30	3	41
23/3期	31	1	40
合計	69	6	

※ 計画期間中は、既存店舗の新築(2ヶ所)・増改築(2ヶ所)、駐車場取得、多機能プラザの増設(3ヶ所)等、物件費削減額の範囲内での投資を予定しております

イ) 営業力強化につながるシステム投資の増加

機械化関連投資等については、携帯渉外支援システムや収益管理システム等営業力強化につながるシステム投資を積極的に行います。

システム投資の効果として具体的には以下のことが実現いたします。

- ・ 携帯渉外支援システムは、渉外行員の業務の効率化や計画的営業を可能にし、生産性向上に資する。
- ・ 収益管理システムは業種別・事業規模別等の部門別損益分析を行うことで収益力のある分野を明確にし、今後注力すべき事業領域決定に有効な基準を提供する。
- ・ 勘定系端末機やATMの更新投資は、機械の処理速度の向上による事務処理時間の短縮により、店頭でのお客様の待ち時間の短縮を実現し、預金・預り資産の推進時間の確保を可能とする。

【システム投資計画（平成 20 年度～平成 22 年度）】

（単位：百万円）

施 策	投資額
1. 新商品、顧客サービスの拡充（ATM 設置等）	227
2. 勘定系システムの拡充	397
3. 情報系システムの拡充（各部サブシステム）	405
4. リスク管理対策の強化	206
5. 事務機器の導入	78
合 計	1,313

ウ) 業務の抜本の見直しによる物件費の削減

機械化関連投資等以外の物件費については以下のカイゼン活動等を通じて、さらなる圧縮を目指し、徹底的な削減を図ってまいります。

④ カイゼン活動

ア) カイゼン活動の背景

資金利益や役務手数料が伸び悩む一方、システム投資等により経費が増えていたことから、実質業務純益の確保を目的にカイゼンプロジェクトチーム（以下カイゼン PT）を立ち上げ、収益改善策に関わるカイゼン提案の実行を機関決定いたしました（平成 20 年 9 月）。

イ) カイゼン活動

カイゼン活動は資金利益や役務収益の拡大、経費削減、信用コスト削減、業務の運営等、あらゆる分野において聖域なくカイゼンに取り組む活動です。

6 分野において 58 項目のカイゼン策が実施可能とされ、総額 3 億 8 千万円のカイゼン効果を見込んでおります。平成 20 年 10 月にカイゼン PT 要員 7 名が本部各部に配属となり、カイゼン策の専担者として実施に当たっています。

カイゼン活動は施策により 6 ヶ月から 2 年の活動期間を予定しておりますが、その間はフォローアップとして、毎月の進捗状況を役員部長会に報告し、その効果を見込み額として検証しております。主なカイゼン活動の内容と効果見込み額は下表のとおりとなっております。

ウ) カイゼン活動の効果

カイゼン活動による 3 億 80 百万円の利益捻出は、コア業務純益 ROA を 0.08% 押し上げる効果があります（平成 23 年 3 月期）。今後、2 年間に亘るカイゼン PT 要員の集中的な改善策実践により、経済の先行きが不透明な経営環境においても、着実にコア業務純益 ROA を改善できる経営体質へ転換を進めてまいります。

【カイゼン策と効果見込み額】

(単位：百万円)

部会	主なカイゼン策	効果の見込み額
預金・貸出金	取引効果を検証した上での金利優遇策等の再設定 他	129
役務収益	生保地域特例による収益機会拡大 WEBバンキング利用促進による収入増 提携強化による収入増 事務コストに見合った手数料の徴求 他	220
経費（物件費）	郵送費の見直し IP電話導入による電話料削減 費用対効果の薄い設備廃止 寮・社宅の売却 他	20
経費（人件費）	各種手当ての見直し	11
組織	PDCAの確実な実践、ESの向上 他	—
業務	営業時間の拡大 他	—
合計		380

※ 平成21年1月現在、約140百万円のカイゼン効果が見込まれる施策を実施済

3. 部門別収益の動向

現在、当行の主要な収益要素は、営業店を軸とした法人個人向け営業活動による収益と有価証券の運用収益から構成されております。従いまして、財務会計上、国内業務部門の損益の中で、有価証券の運用損益を把握する一方、管理会計として、営業店別に収益・経費（本部経費・信用コスト含む）の管理を行っております。

しかしながら、当行は今後の収益力強化に向けて、エリア別、業種別、商品別、事業者規模別等といった切り口での損益要素に関する分析力向上とそれを踏まえた経営判断への活用が不可欠と考えており、こうした切り口での損益管理の充実を図るべく、新しい収益管理システムの導入（平成21年度中を予定）を計画・準備しております。

この新しい収益管理システムの導入により、部門別の収益管理を確立させ、管理手法の充実を図ります。

第4 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

1. 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

(1) 取締役会

当行の取締役会は取締役10名（うち社外取締役1名）で構成され、経営の基本方針に基づく経営上重要な事項を決定し、取締役の職務執行を監督しております。

・ 社外取締役の増員

経営管理（ガバナンス）の一層の向上を図るため社外取締役（非常勤）を1名増員し、地域密着型金融を通じた地域経済の発展への貢献につなげると共に、地域金融機関として責任ある経営体制を確立してまいります。（21年6月就任予定）

(2) 監査役会

当行は監査役会制度を採用しており、監査役会は監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されております。各監査役は取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門等からその職務の執行状況を聴取し、取締役の職務執行を監査しております。

・ 監査役会の開催頻度向上

現在、監査役会は2ヶ月に一度開催しておりますが、業務執行に対する監査の強化を図るために、21年4月からは毎月開催といたします。

2. リスク管理体制の強化のための方策

当行は、リスク管理に関する体制を明確にするとともに、全ての役職員が、銀行業務で発生する各種リスクを正しく認識・把握し、自らの規模・特性に応じた適切な管理を行うことによって、業務の健全性と適切性を確保いたしております。

(1) 管理体制

リスクの内容に応じ、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク、その他オペレーショナル・リスク）に区分し、担当部及び管理規定を定めております。リスク統括部は、リスク管理統括部署として、各リスク管理の状況把握や有効性について定期的に検証を行っております。

① 与信リスク管理

与信リスク管理については、信用リスク管理態勢等の強化に関する改善計画を策定する等、管理態勢の強化を図っております。

与信リスク管理態勢は業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であり、与信リスクを的確に把握し、厳正に管理するため、審査管理部門を営業推進部門から明確に分離する体制を構築しております。

ア) 与信リスク管理体制

a. 信用リスク管理方針

毎期（年2回）取締役会で定める信用リスク管理方針に基づき、所管部である審査部にて具体的な計数を設定して管理を行っております。

b. リスク管理の高度化

平成19年6月に格付自己査定システムを導入し、随時に格付と債務者区分を統合的にする体制を整備し、平成20年度上期より与信全体のEL及びULを計測しております。

c. 信用集中リスクの管理

特定の大口与信先への与信集中を管理するため、格付別にクレジットリミットを設定、超過先については別途個社別にクレジットリミットを設定して管理を行っております。また、大口与信及び業種の集中については与信全体でのシェア管理を行っております。

d. 審査管理

与信の取組、管理にあたっては「融資指針」（クレジットポリシー）に則った上で、事業先については信用格付を付与して、貸出権限規定に基づき与信案件のリスク特性を踏まえた審査管理を行っております。

イ) 不良債権の適切な管理

資産の健全化を重要な経営課題と認識し、不良債権の適切な処理、発生防止、取引先の経営改善支援等により、常に資産の健全性の維持・向上等に努めてまいりましたが、今後一層強化いたします。

a. 管理方法

問題債権を与信管理先（要注意先、破綻懸念先）と管理債権先（実質破綻先、破綻先）に区分して管理しております。与信管理先のうち特に経営改善が必要と思われる企業（企業支援先）について、審査部企業経営支援室が中心となって「経営改善計画書」に基づき本部、営業店が一体となり共通認識のもとで管理、指導、支援を行っております。

b. 支援、再生要領

対象企業の現状を分析し、問題点や課題を把握するために、当該企業が取扱っている商品や提供しているサービスの内容及び特徴、ならびに事業の仕組みを正確に理解したうえで、企業自身が持つ強みや弱みの特性の評価を行うとともに、対象企業が属する「業界（市場）」の分析や、企業に直接・間接に影響を及ぼす「その他の外部環境」に関する分析を行っております。

c. 外部機関の利用、連携・協調による再生支援の取組み

福井県中小企業再生支援協議会等との連携・協調による取組みについては、再生支援の計画内容を十分検討、協議の上、資金調達等において関係機関と綿密な連絡をとり協調の上対応しております。

② 市場リスク管理

市場リスクの管理については、経営陣の関与を高めると共に、リスク統括部署による検証と市場部門への牽制機能の充実を図っております。

また、有価証券のみならず、預金・貸出金も含めた銀行のバランスシートの金利リスク量についてもアウトライヤー値算出等により分析すると共に、リスクの把握と経営体力に見合ったリスクテイクに努めてまいります。

ア) 市場リスク管理方針

市場リスク管理態勢の整備・確立を図ると共に、当行の直面する市場リスクを適切に管理するために「市場リスク管理方針」を定めております。

イ) 経営陣の関与

市場リスク管理部門である証券国際部は、市場リスクの状況について、ALM委員会を通じて定期的に経営陣へ報告しております。経営陣は市場リスクが当行の自己資本に対して許容できる範囲に収まっていることを確認すると共に、市場リスクのコントロールに関する方針を定めております。

また、有価証券部門の市場リスク量については、日次、月次でリスク統括部及び経営陣へ報告する体制をとるなど、経営陣が適切に評価及び判断できる体制を構築しております。

ウ) 検証体制

リスク統括部署による検証と市場部門への牽制機能の充実を図っております。

エ) 市場リスクコントロール

市場リスク管理部門を中心に、市場リスク量の計測手法の精緻化・高度化に努め、適切なリスクコントロールを行い、損失を最小限に抑えられるような体制構築に努めてまいります。

有価証券に係る市場リスク量については、VaR（リスク量）算出による統合的リスク管理の実現を目指すなど、より精緻化・高度化に努め適切なリスクコントロールを行ってまいります。

また、アラームライン（損益状況が計画で策定したレベルに達した場合）に抵触した場合には、随時、担当役員及びリスク統括部に報告・協議しております。

実際の運用に当たっては、有価証券の分散投資を実施しリスク量軽減を図っています。具体的には、毎期定められるリスク上限目処に基づき、有価証券のリスク量を債券、株、その他に配分し、分散投資を実施しております。

③ 流動性リスク管理

当行が直面する流動性リスクを適切に管理するための方針を定め、流動性リスク管理規程を制定し、関連部署との情報の共有化を行い管理手法の改善等の協議を行う等、流動性リスク管理体制の整備を図り、総合的な管理、迅速な対応を行うことで資金繰りの安定に努めております。

今後も、預金流失を想定した流動性確保を最優先とした第一線準備量の確保を行うなど、流動性危機対応に対する取組を図ってまいります。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクを「業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク」と認識し、多種多様な要素が重なって顕在化すると共に、いかなる部署、部門にもリスクが存在することから、組織内のすべての部署においてその管理強化が必要であります。

具体的にオペレーショナル・リスクを「事務リスク」、「システムリスク」、「その他オペレーショナル・リスク（法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク）」と特定し、それぞれのリスクについて、主管部署を設置しております。主管部署は、各種規程・マニュアルを整備、遵守させることにより、リスク顕在化の未然防止に努めるとともに、顕在化した場合の影響を極小化できるよう対応策を講じております。

リスク顕在化の未然防止として、各種規程・マニュアルの整備、事務ミス発生状況の検証、システムリスクの評価等を通じて、各部署、各部門のオペレーショナル・リスク管理水準の更なる向上に都度取り組んでおります。

(2) 報告体制

各担当部は、担当する業務に関わるリスクの状況及びその管理施策・問題点等を随時、各担当部の担当役員へ報告、影響が大きいと考えられるものについては経営陣へ報告し、さらに必要に応じ、取締役会に報告しております。

(3) 不測の事態の対応

不測の事態の発生により、当行の経営に大きな支障をきたすことが想定される損失の危険に対する取組体制や対応策を、各種規定に定めております。

(4) 今後の方針

① リスク管理の高度化

リスク管理に関しては、計測・評価・モニタリングを継続して行い、態勢の検証、見直しを加えて、一層の高度化を進めていく一方、リスク管理を単に当行全体のリスク量を把握するためのツールだけではなく、リスク・リターン戦略等の妥当性の検証及び戦略等の立案に活用し、資本の効率性、収益性向上に役立ててまいります。

また、リスク管理の実効性を向上させるため、必要な人材の配置及び育成にも注力いたします。

② A L M委員会の機能拡大

経営陣が適切に評価及び判断できる情報を共通認識とするため、従前のA L M委員会の役割に統合的リスク管理に係る事項を21年3月より追加いたします。これにより、リスクの状況を踏まえ、資産・負債の総合管理、運用戦略等の策定・実行及び全行的なリスクコントロールに関わる機能を持たせ、経営陣の関与をより高めることといたします。

③ 金融検査マニュアルに基づく自己評価

「金融サービス業におけるプリンシプル」に従い業務の健全性及び適切性を図ることを目的として、金融検査マニュアルに基づいた自己評価を每期実施しております。自己評価について経営陣及び担当部署が認識を共有し、態勢に不備があるとされた項目については改善策を実施しております。

3. 法令遵守の体制の強化のための方策

当行は、「法令等遵守」を経営の最重要課題の一つと位置付け、企業倫理の確立ならびにコンプライアンス態勢の充実、強化を図っております。当行ならびに当行役職員は、法令等を遵守し、高い倫理観を持って、日々の業務活動を遂行するものとしております。

(1) 法令遵守基本方針

法令等遵守に係る管理を総合的・体系的に実施すべく法令遵守基本方針及び法令遵守規定を定めて、コンプライアンスを徹底するためにコンプライアンス・マニュアル等を制定しております。

(2) コンプライアンス委員会

コンプライアンス統括部署をリスク統括部コンプライアンス室とし、法令等遵守の一元管理を行っている他、全行的なコンプライアンス意識の醸成及び法令等遵守の実効性を高めることを目的として、専務・常務・常勤監査役・部長をメンバーとし

た「コンプライアンス委員会」を設置し、2ヶ月に1度の頻度で定期的を開催しております。また、内容については必要に応じ取締役会に報告することといたしております。

今般、この体制をさらに強化するため、「コンプライアンス委員会」のメンバーに頭取を加え委員長といたします（21年3月実施予定）。委員長である頭取のリーダーシップのもと、社会、金融環境の変化にスピードを持って対応すべくコンプライアンス事案に取組み、問題解決のための方針の有効性の検証、コンプライアンス・プログラムの実効性の向上及び各部門の法令等遵守状況のモニタリング態勢を平成21年度を目途に整備してまいります

(3) 本部・営業店における管理体制

本部、営業店ともに部店長をコンプライアンス責任者とし、毎月、各部店においてコンプライアンス意識の向上を目的としてコンプライアンス勉強会を実施しております。また、コンプライアンスに関し、コンプライアンス責任者に相談しづらい内容や、何らかの理由によりコンプライアンス責任者に相談できない場合は、直接、リスク統括部コンプライアンス室に相談するためのコンプライアンス相談窓口を設置しております。

(4) 法令等違反行為等の相談・通報

当行は、組織的又は個人的な法令等違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化を徹底することを目的に、公益通報制度を設けております。

(5) 「コンプライアンス・プログラム」

コンプライアンス・プログラムとは、コンプライアンスを徹底させるための具体的実践計画及び仕組みをいい、具体的には規程の整備、役職員の研修計画、モニタリング態勢の整備、報告制度等の手続をいいます。当行では、さらなる態勢整備と機能向上を目指し、毎年度「コンプライアンス・プログラム」を策定し、プログラムを実践する態勢を整備しております。

(6) コンプライアンス体制の監査

監査部検査役は、本部各部及び営業店に対し、コンプライアンスに関する監査を行い、その結果をコンプライアンス委員会に報告するものとしております。

4. 経営に対する評価の客観性の確保のための方策

(1) 経営諮問委員会の新設

経営に対する評価の客観性を確保するために、社外の第三者により構成された頭取直轄の経営諮問委員会を新設いたします。具体的には当行の経営戦略や基本方針について客観的な立場で評価・助言を受け、経営の客観性・透明性を高めてまいります

す。(平成 21 年 6 月設置予定)

(2) 株式公開

経営の透明性及び客観性を高めるため、主幹事証券会社を定め上場に向けて準備作業中です。

株式を公開することで、経営に対する評価の客観性が高まるものと考えており、早期の公開を目指しております。

5. 情報開示の充実のための方策

当行は株主の方々、お客様及び地域社会の皆様に当行の経営に対する理解を深めていただき、経営の透明性を確保することを目的として、迅速かつ充実した情報開示に取り組んでおります。

今後は、一層情報開示の充実に努め上場行と同レベルのディスクロージャーを目指してまいります。

・ 四半期ごとの情報開示の充実

四半期の財務・業績情報については、プレスリリースの他、ホームページへの掲載を行っており、迅速かつ詳細な開示情報を提供しております。

第5 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

1. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方針

(1) 基本方針

地元中小規模事業者を幅広く支援し信用供与の円滑化を進めることは、地域金融機関の重要な役割として期待されており、また、これらの信用供与の円滑化によりもたらされる地域経済の活性化・発展は、ひいては地域金融機関の収益基盤の拡充・強化につながってまいります。

当行では、創業来、お客様との間で長く続いた親密な関係を強化・維持し、ニーズに応じた金融サービスを提供する地域密着型金融の推進を基本としており、特に平成15年以降、「リレーションシップバンキングの機能強化計画」（平成15年4月～平成17年3月）、「地域密着型金融推進計画」（平成17年4月～19年3月）を策定し、平成20年4月からは「地域密着型金融推進計画」を中期経営計画と一体化し恒久的な取組みとして推進してまいりました。

この「地域密着型金融推進計画」の中で、経営規模や地域のお客様のニーズに応じた経営資源の「選択と集中」による推進を行い、地域の情報ネットワークの活用と連携により、金融機能を生かした持続可能な地域経済への貢献を行うことを基本方針として定めております。

本計画においても、中小規模事業者に対する信用供与の円滑化のために、中小規模事業者が必要とする商品・サービスや企業支援の経験・知識の蓄積を幅広くかつ適時に提供し、取引先中小企業の存続・発展に貢献してまいります。

(2) 課題と施策

当行は、現在の福井県内の中小規模事業者の置かれている環境を鑑み、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化と、取引先中小企業の存続・発展を通じての地域経済への活性化貢献を目的とする地域密着型金融の更なる推進が最優先の課題であると認識いたしております。

そのために、店舗戦略・営業戦略の見直しにより強化される渉外を中心とした営業力を活かし、中小規模事業者が必要とする商品・サービスや経営改善支援等の取組みを積極的に行い、具体的な施策として次の3項目に取り組んでまいります。

① ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化

外部機関との提携を通じて、ライフサイクル（創業・経営改善・事業再生・事業承継）に応じた取引先企業の支援の一層の強化を図ります。

※ 後述「3. その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」に記載します。

② 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

「目利き機能」の向上をはじめ事業そのものの資産価値を見極める融資（不動産担保、個人保証に過度に依存しない融資）を通じて中小企業に適した資金供給手法の徹底を図ります。

※ 後述「2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」に記載します。

③ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

地域活性化につながる多様な金融サービスの提供を通じて地域経済への貢献を図ります。

※ 後述「3. その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」に記載します。

また、「地域経済への活性化への貢献の状況を示す指標」としては経営改善支援等取組率を目標に掲げ、積極的に取り組んで参ります。

【経営改善等支援取組率（地域経済への活性化への貢献の状況を示す指標）】（単位：件、％）

	18/3期 実績	18/9期 実績	19/3期 実績	19/9期 実績	20/3期 実績	20/9期 実績
創業・新事業開拓支援	18	22	17	10	8	14
経営相談・早期事業再生支援	80	72	66	53	56	76
事業承継支援	—	—	—	—	—	1
担保・保証に過度に依存しない融資促進	98	40	43	48	19	38
合計 [経営改善支援等取組数]	196	134	126	111	83	129
取引先	5,194	5,116	5,060	4,936	4,851	4,748
経営改善支援等取組率 (=経営改善支援等取組数/取引先)	3.77	2.61	2.49	2.24	1.71	2.71

	21/3期 計画	21/9期 計画	22/3期 計画	22/9期 計画	23/3期 計画
創業・新事業開拓支援	16	15	15	15	15
経営相談・早期事業再生支援	90	95	100	110	120
事業承継支援	1	2	3	2	3
担保・保証に過度に依存しない融資促進	42	45	50	50	50
合計 [経営改善支援等取組数]	149	157	168	177	188
取引先	4,630	4,670	4,690	4,720	4,760
経営改善支援等取組率 (=経営改善支援等取組数/取引先)	3.21	3.36	3.58	3.75	3.94

※取引先 = 企業+個人ローン又は住宅ローンのみ先を除く個人事業者で融資残高のある先

※実績、計画共に半期毎の計数を記載

2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

顧客との関係性強化を通じ、創業・経営革新・事業再生・事業承継等をサポートすることで採算性のあるお客様との永続的な取引を確保するために、次のような体制を整備いたします。

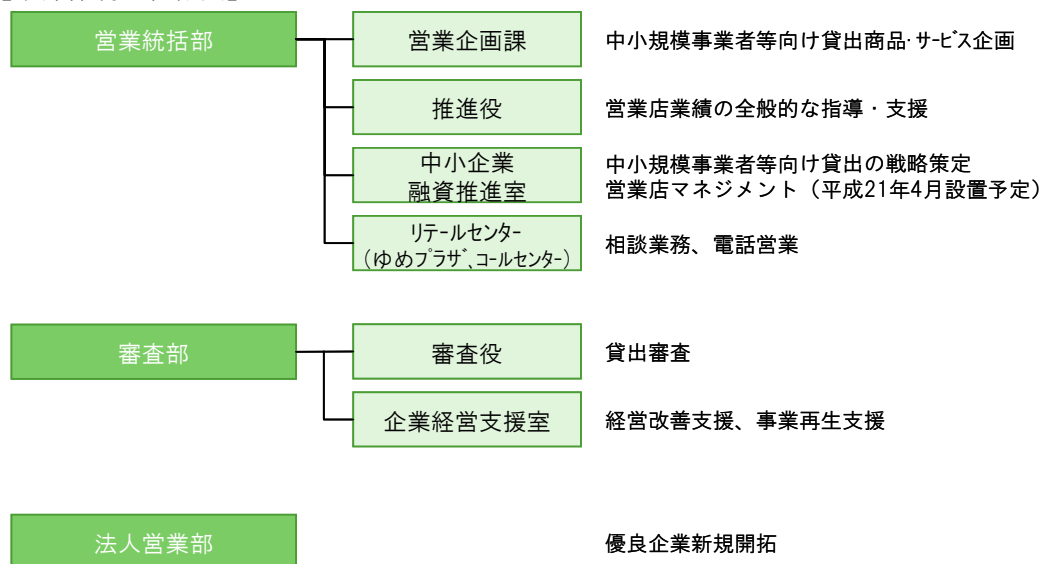
① 営業店体制

事業性貸出中心に攻めの営業を行うオフェンス店には、法人融資に精通し経験豊富な法人営業役席を配置し、中小規模事業者等向け貸出の増加に注力いたします。

また、オフェンス店と運用・調達共に総合的に営業するバランス店には法人取引に特化した金融サービスを提供する法人推進渉外を配置し、中小規模事業者向け貸出の推進を強化いたします。

② 本部体制

【本部体制の組織図】



③ 本部によるサポート体制

より専門性の高い金融サービスの提供や営業店の補完機能として営業店を支援し、お客様に対する商品提案、相談及び情報提供を行う本部のサポート体制を整備いたします。

ア) 中小企業融資推進室

営業統括部内に、中小規模事業者等向け貸出の推進を目的として中小企業融資推進室を新設いたします。(平成21年4月設置予定)

具体的な役割は、以下の通りです。

- a. 融資推進戦略に基づいた推進項目の具体化と営業店への周知徹底
- b. 営業マネジメントの指導

部店長（管理職）が、担当者に対して「計画管理」「行動支援・管理」「情報支援」を効果的に行うため、部店長に対し営業マネジメントを指導します。また、マーケットからの情報収集方法、お客様への融資提案スキル、与信判断ポイント把握等の指導を行う他、コンピテンシーを活用し教育支援を行います。

※ コンピテンシー：優秀な営業成績を上げている渉外担当者の行動特性

- c. 中小規模事業者等向け貸出推進の為に必要な各部間の調整

中小規模事業者等向け貸出推進の為に必要な各部間の調整を行います。また、最近の審査事例などから与信判断・管理面での傾向・手法を取りまとめ営業店に発信し行内情報の早期共有化を図ります。

- d. マーケット情報提供

地区別市場特性や業界特性・業界トレンドを営業店に発信するなど専門性の高い情報を営業店に提供することで業種別・地域別または個社別にお客様の求める高度な金融提案の推進支援を行います。

イ) ゆめプラザ

従来の個人ローン、投資商品・保険商品、年金のほか新たに中小企業等融資の相談業務を行います。計画期間中に、3ヶ所増設を計画しております（現在1ヶ所）。

ウ) コールセンター

ビジネスローン等の取扱いを増やすために、電話営業によりお客様からの申込みや照会を受けるインバウンド中心の業務から、ローンの提案セールスを行うアウトバウンドへの業務拡大を検討いたします。

エ) 企業経営支援室

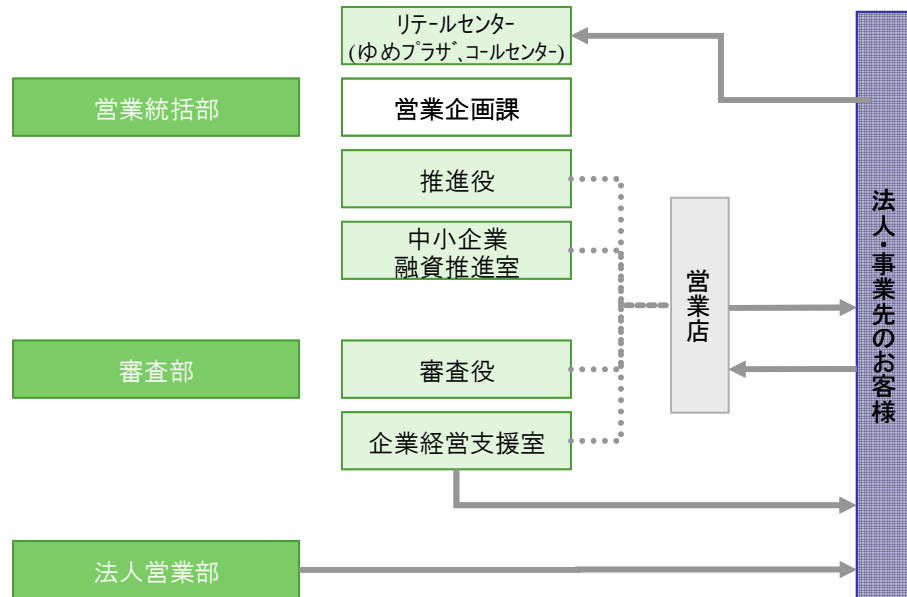
コンサルタント能力や支援態勢を強化し、経営改善計画の策定支援を始めとしたお客様の経営改善活動をサポートします。お客様との対応を営業店任せとせず、お客様の元へ積極的に同行訪問または単独訪問を行い、実権者との面談によりコンセンサスを図ります。お客様と当行との間での信頼と相互理解を元により効果的で実践的な再建支援を実施いたします。

オ) 法人営業部

地元の事業者等を中心とした優良企業の新規開拓に特化し、事業性資金貸出の推進を行います。新規開拓に特化することで新規開拓特有のスキル・知識の担当者個人への集約を促進し、取引先数の拡充を図ります。担当者配置は渉外経験や過去の総合成績にとらわれず、新規融資開拓の実績に秀でた者な

ど個人資質を見極めた上での対応を検討し、少数精鋭化することを計画しております。

【本部によるサポート体制】



④ 検証するための体制

営業推進会議を融資推進会議（議長：頭取）に改組し、中小規模事業者等向け貸出増加や地域経済活性化のための戦略策定機能を持たせます。

融資推進会議は、毎月開催し、中小規模事業者等向け貸出の計画に対する進捗状況及び効果を検証いたします。計画差がある場合は差異分析を行い、対応策を起案・実施してまいります。また、取締役会に検証結果と対応策を報告し（四半期毎）経営陣が適切に評価・判断できる体制を整備いたします。

(2) 担保・保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

【担保・保証に過度に依存しない融資の取組実績】

[年間実績]

(単位：百万円)

年間実績	17/4～18/3	18/4～19/3	19/4～20/3
担保・保証に過度に依存しない融資残高	11,941	7,243	10,063
うち動産・債権譲渡担保融資	289	229	56
うちコベナンツを活用した融資	1,400	2,031	6,699
うちスコアリングモデルを活用した融資	6,448	2,652	2,184

[残高]

(単位：百万円)

期末残高	17/4～18/3	18/4～19/3	19/4～20/3
担保・保証に過度に依存しない融資残高	14,586	16,356	20,045
うち動産・債権譲渡担保融資	45	124	0
うちコベナンツを活用した融資	3,428	4,619	10,159
うちスコアリングモデルを活用した融資	6,312	6,383	5,339

<現状>

地域金融機関としての原点に立ち返り、取引先の財務内容を重視し、不動産担保・個人保証に過度に依存することなく、資金供給を行う取組みをしております。

<課題と今後の方針>

担保保証に過度に依存しない融資の促進のため、新しい商品や融資手法の開発や見直しを進めるほか、中小企業の技術力や将来性を見極める目利き能力の向上に努め、中小企業に適した資金供給を徹底してまいります。

① ABL、売掛債権担保貸出、機械担保貸出等の推進

ABL(資産担保貸出、動産・流動資産を活用した融資手法)や機械担保貸出(提携先：東京リース株式会社、興銀リース株式会社)に取組み、特に売掛債権担保貸出の推進を強化します。このために、本部サポート体制を充実させ営業店支援を強化します。

② スコアリングモデルローンの商品性見直し

現在、取扱いを行っている、優良企業先向けの低利無担保貸出(商品名：エクセレント)やスコアリングモデルローン(商品名：勇士 2000)を見直し、商品性を向上いたします。

現在のスコアリングモデルローンは、各企業の格付けに関係なく借入限度額を2,000万円としております。本商品は、取扱開始から4年を経過しこの間デフォルト情報の蓄積、対象業種の絞込み等を実施しております。今後は、これらを参考に格付け毎の貸出上限金額を引き上げることで、取扱金額の増強を図る予定です。

③ 目利き能力の向上(融資審査能力の向上)

中小企業の技術力や将来性に関する正確な情報を入手し、評価する能力を向上させていく目利き能力の向上が、担保・保証に過度に依存しない融資の促進につながることから、内外の研修会を通じて行員の育成強化を行います。

また、CRD データを活用した中小企業経営診断システムの活用による「目利き能力」「提案能力」の育成を進めてまいります。

- ※ 経営診断システム：決算書データから中小企業の経営の現状を診断し、シミュレーションにより顧客に提案営業するツール（平成21年4月予定）
- ※ CRD データ：有限責任中間法人 CRD 協会が会員である信用保証協会や政府系・民間金融機関から中小企業の財務データを集積し、そのデータを基に構築された信用リスク測定モデルの経営評価情報や中小企業の各種経営指標等

(3) 中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策

① 目標計数

中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を策定し目標を以下の様に定めます。

【中小規模事業者等向け信用供与の残高、比率】 (単位：百万円、%)

	18/3 期実績	18/9 期実績	19/3 期実績	19/9 期実績	20/3 期実績	20/9 期実績
中小規模事業者等向け貸出残高	186,357	179,185	176,466	170,006	165,031	163,993
総資産	467,512	468,837	464,913	466,833	454,757	454,887
中小規模事業者等向け貸出比率	39.86	38.21	37.95	36.41	36.28	36.05

	21/3 期計画	21/9 期計画	22/3 期計画	22/9 期計画	23/3 期計画
中小規模事業者等向け貸出残高	164,000	165,300	166,000	167,400	168,100
総資産	450,549	453,692	449,552	447,709	444,833
中小規模事業者等向け貸出比率	36.40	36.43	36.92	37.39	37.78

※ 中小規模事業者等向け貸出比率＝中小規模事業者等向け貸出残高／総資産

※ 中小規模事業者等向け貸出とは銀行法施行規則別表第一における「中小企業等」から個人事業者以外の個人を除いた先に対する貸出で、かつ次の貸出を除外したもの

政府系出資主要法人向け貸出及び特殊法人向け貸出、土地開発公社向け貸出等、大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームに係るSPC向け貸出等、その他金融機能強化法の趣旨に反するような貸出

<参考>

【中小企業等向け貸出の残高、比率】 (単位：百万円、%)

	18/3 期実績	18/9 期実績	19/3 期実績	19/9 期実績	20/3 期実績	20/9 期実績
中小企業等向け貸出残高	312,109	306,220	299,723	291,808	284,662	283,198
総資産	467,512	468,837	464,913	466,833	454,757	454,887
中小企業等向け貸出比率	66.75	65.31	64.46	62.50	62.59	62.25

	21/3 期計画	21/9 期計画	22/3 期計画	22/9 期計画	23/3 期計画
中小企業等向け貸出残高	281,700	282,000	281,700	292,100	281,700
総資産	450,549	453,692	449,552	447,709	444,833
中小企業等向け貸出比率	62.52	62.15	62.66	65.24	63.32

※ 中小企業等向け貸出比率＝中小企業等貸出金残高／総資産

※ 中小企業等向け貸出とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ハに規定する別表第一における中小企業等に対する貸出金

② 方策

中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画策定を次の方策により確実なものとしてまいります。

ア) 中小規模事業者への訪問キャンペーンの実施

既存先の完全カバーと新規訪問を組み合わせた全店一斉訪問キャンペーンを21年度から継続的に実施いたします。(対象約6,000先)

a. 中小規模の事業者に対する積極的訪問の実施

中小規模の事業者に対する積極的な信用供与を行う為に、既存先の完全カバーと新規訪問を組み合わせた「ディフェンス」＋「オフェンス」をより明確にした訪問活動を、21年度から実施致します。

【訪問先数目標】

訪問先数目標 (6ヶ月間) <u>6,000</u> 先	内訳： 既存先 <u>4,638</u> 先+新規先 <u>1,362</u> 先
------------------------------	---

※ 既存先は、継続的に実施、新規先は対象先の随時入替、継続的な活動を行います

i. ディフェンス面

既存先(預担のみ先・消費者ローンのみ先を除く)4,638先(21年1月現在)全先を対象として、取引の深耕(再構築)を図ります。

[目的]

- ・ 全店一斉展開による漏れなき全取引先推進
- ・ 店舗統合による既存先管理疎漏の防止

[推進項目]

- ・ 貸出推進(特に信保付貸出)
- ・ 預金取引推進(定期預金・定期積金)
- ・ 為替取引推進(受皿変更・総合振込・代手・法人WEB)
- ・ 法人先代表者・法人先役員・個人事業者・家族取引・保証人推進
- ・ 従業員取引推進(給振・財形・定期預金)
- ・ 主要取引先推移表取引項目等

[期間]

- ・ 平成21年4月～平成23年3月
(6ヶ月毎に効果を検証し推進内容を見直しながら、継続的に実施)

ii. オフェンス面

1店舗あたり平均35先以上(35先×41店舗)の新規先を継続的に訪問し、融資の拡大を図ります。見込先は随時見直しを実施いたします。

b. キャンペーンによる中小規模事業者等向け貸出額の増加

訪問キャンペーンによる、6,000 先取引先の深耕・再構築により、取引先数の減少に歯止めをかけるとともに、新規取引先獲得を増加させます。当行は、これによって、事業貸出先を純増で約 120 先、中小規模事業者向け貸出額を 42 億円増加させます。

以下の通り、当行の 1 先あたりの貸出額の過去実績は平均で約 35 百万円であり、本貸出増加計画においても 1 先あたり貸出金額を同程度の水準と見込んでいます。(35 百万円×120 先=4,200 百万円)

【当行中小事業者等向け貸出残高(平成 21 年 4 月～平成 23 年 3 月)】(単位:先、百万円)

	18/3 期 実績	18/9 期 実績	19/3 期 実績	19/9 期 実績	20/3 期 実績	20/9 期 実績	平均
取引先	5,194	5,116	5,060	4,936	4,851	4,748	4,984
中小規模事業者等 向け貸出残高	186,357	179,185	176,466	170,006	165,031	163,993	173,506
1 先当たり貸出額	36.2	35.0	34.8	34.4	34.0	34.5	34.8

イ) 地域資源関連の融資推進

福井県の地域資源である産地技術・農林水産物・観光資源を活用した、新商品や新サービスの開発、市場化への取組をサポートします。

ウ) 農業・医療介護・環境等の新分野の取組推進

将来的に市場拡大が期待される農業、医療・介護、環境等の新分野への取組みを推進し、この分野で創業・新事業開拓を行う中小企業への支援及び信用供与に努めます。

3. その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

外部機関との提携を通じて、ライフサイクル(創業・経営改善・事業再生・事業継承)に応じた取引先企業の支援の一層の強化を図ります。

(1) 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

<現状>

創業・新事業支援については、行員の派遣を行っている財団法人ふくい産業支援センターや地元大学との連携強化に取り組んでおり、経営革新・新連携等の公的制度を利用した支援を行っております。従来の創業・新事業支援は融資面の相談・与信が中心でしたが、経営管理やマーケティングのアドバイス等、より幅広い経営支援に取り組んでおります。

【創業・新事業先への支援融資の取扱い】

(単位：件、百万円)

	17/4～18/3	18/4～19/3	19/4～20/3
件数	33	39	18
金額	870	890	715

【創業支援事例／補聴機能付眼鏡枠の製造】

当行の移動相談会をきっかけとして、眼鏡メッキ大手企業の研究室に勤務していた男性が、特許取得していた独自技術による眼鏡枠製造業を創業いたしました。

製品は骨伝道を利用した補聴機能付の新しいタイプの眼鏡枠であり、補聴器と眼鏡の両方を付ける不便さがないことから、シルバー層を中心に聴力の弱い方々の市場ニーズをつかみ、大手眼鏡商社との提携契約も成立しています。

<課題と方策>

創業又は新事業の開拓に対する情報の提供や成長段階に応じた適切な支援を、外部機関等との連携強化と外部機関を利用した取組みを行います。

① 財団法人ふくい産業支援センター、地元大学（学校法人金井学園）との連携
経営革新・新連携等の公的制度を利用した事業化の支援や、大学が保有する技術情報等と地域企業のニーズとのマッチングに関する支援を行います。

② 成功事例や具体的技術力の情報入手

産業クラスターサポート金融会議に積極的に参加し、成功事例や具体的技術力の情報入手による効果的な活用を進めてまいります。

【地元大学と技術情報等の包括的連携・協力協定の締結】



(2) 経営に関する相談その他の取引の企業（個人事業者含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策

<現状>

経営に関する相談等の支援強化のために、審査部企業経営支援室の人員を増員し（20年10月に1名増員、計6名体制（内2名兼務））、取組みを強化しております。コンサルタント能力・態勢の強化、当行の情報機能やネットワークを活用した支援、産業支援センターの専門家派遣事業の活用、専門コンサルタント等の取引先等への紹介を通して、経営革新や改善計画の策定や指導を行っております。

【新事業支援事例／鉄骨加工業】

ふくい産業支援センターと当行の連携により、鉄骨加工業者のお客様に経営革新制度を紹介し、① 価格競争が激しい1次加工と複雑化する2次加工の一貫生産加工ラインの構築、② それに伴う各種加工パーツの管理ができるソフトの開発、が新事業（経営革新事業）として承認となりました。経営革新制度を利用した当行の融資により新工場の建設と加工ラインの設置を行い、従来の半分の納期と粗利益率の向上を実現することに成功しました。

19年3月以降、財団法人ふくい産業支援センターと連携した移動相談会を県内各地で開催しており、経営革新計画の承認につながる等の成果を挙げております。

※ 移動経営相談会：福井県内の営業店で、事前申し込み制により財団法人ふくい産業支援センターの中小企業診断士等が相談に応じる（1先1時間程度）

【移動経営相談会の実施状況（平成19年3月以降、地区別に8回開催）】

	相談受付件数	主な成果
創業	4	
経営革新	14	うち経営革新申請8件
販路拡大	14	
事業承継	2	
組織・人事問題	2	
その他	16	
合計	52	

<課題と方策>

景気が急速かつ大幅な後退局面に入っている現状では、中小規模事業者の経営に関する相談ニーズは従来以上に高まっているものと考えております。このため、審査部企業経営支援室を中心に、経営革新や改善計画の策定や助言等の支援を強化してまいります。

今後は、財団法人ふくい産業支援センターと連携した各ブロックでの移動相談会に加え、多機能プラザにおいて経営に関する相談体制を常設化してまいります。

多機能プラザでは、テレビ会議システムを介し専門知識と経験のある企業経営支

援室所属行員による経営相談を行う他、中小企業診断士等の専門家を招いた相談会の定期的開催を予定しております。

【移動相談会】



(3) 早期の事業再生に資する方策

<現状>

事業再生支援については、福井県中小企業再生支援協議会を活用し、取引先の事業再生を支援する取組みを行っております。経営に関する相談は審査部企業経営支援室の人員を増員し、取組みを強化しております。

<課題と方策>

今後モリストラ戦略（財務・業務・事業）、活性化戦略（マーケティング、モラルアップ）等の経営戦略の策定に向け、経営者とヒアリングを行い、実現可能性をより高めるため、福井県中小企業再生支援協議会を通し、事業再生支援に取り組んでまいります。県内の景況感の悪化もあり、当行の経営改善支援先も業績が下振れするところが多く、アクションプログラム時に比べるとランクアップ率は低下しておりますが、今後は計画策定時から取引先の支援に関わり、ランクアップに向け、経営改善支援を充実させてまいります。

① 情報開示の拡充

中小企業の過剰債務の解消や事業再構築など、事業再生に向けて積極的に取組むと同時に、経営改善に役に立つ情報（成功事例等）の開示を拡充してまいります。

② 経営改善支援ツール

企業の経営改善計画をサポートするため、経営改善支援ツール（「中期利益・資金計画策定システム」、「青色申告事業主の利益・資金計画策定システム」）を新たに作成、営業店に配布いたします。

(4) 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

<現状>

事業承継については、少子高齢化を迎え、経営の承継問題も大きな問題となっていることを背景に、取引先支援の一環として取組んでおります。現在、外部コンサルタント会社との提携強化や人材教育コンサルタント等によるセミナー開催を通じた情報提供の強化に取り組んでおります。

<課題と方策>

コンサルティング機能を活用した取引先への助言、個別相談会の実施による個別ニーズへの把握強化に取り組んでまいります。

また、外部機関との提携強化により、事業承継・M&A等の取引先ニーズに則したコンサルティング営業の取組を推進いたします。

(5) 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

地域経済の活性化を目的とした地域別交流会や各種セミナーを継続して実施、また提携コンサルタントを活用したビジネス商談会も定期的を開催しております。

① 地域の面的再生への取組

ア) ビジネスマッチング

企業に対する経営相談・支援機能の強化を目的とし、取引先ニーズに応じた経営情報の積極的な提供や広範なビジネスマッチング情報の提供を行います。

イ) 販路・仕入先拡大

企業の販路拡大や仕入先拡大を支援することで、企業の業績向上・経営改善に貢献いたします。

ウ) ビジネス商談会

地元企業の情報交換や販路拡大などビジネスチャンス創出に役立てていただくため、ビジネス商談会を開催し、当行と企業とのパートナーシップの強化を図ります。

【ビジネス商談会の模様】



② 地域活性化につながる多様な金融サービスの提供

- ア) CSアンケート調査の実施
- イ) 遺言信託、M&A、資産運用等のセミナーの開催
- ウ) 税務相談会、年金相談会の継続的实施
- エ) 地域別交流会を実施し勉強会・情報交換の場を提供

③ 地域貢献への取組推進

ア) 「子育て応援バンク」の取組推進

平成19年4月には「子育て応援バンク」宣言を行い、同年6月に本部組織として「子育て応援室」を設置、地域のお客様の子育てを金融面から応援いたしております。

- a. 「公」の子育て応援に係る各種制度を活用した地元中小企業向けの金融サービスを継続的に実施します。
- b. 公民が連携した取組への積極的な参画を通じて、地域と少子化対策のビジョンを共有した地域全体の活性化に貢献いたします。

イ) CSR（企業の社会的責任活動）

- a. 福井県に関連する企業の株式に投資し、地元経済の発展を応援する投資信託商品「福井県応援ファンド」を取扱い、信託報酬の一部を日本赤十字社福井県支部に寄付するなどの地域への支援も行っています。
- b. 福邦クラブが毎年開催しているオーケストラコンサートの後援、また「ふくい春まつり」への参加など地元の行事にも積極的に参加しております。

こうした活動の情報開示については、ディスクロージャー誌やホームページに掲載しており、今後より一層内容の充実に努めてまいります。

第6 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

1. 株式会社整理回収機構による株式引受け等を求める額及びその内容

・ 金額及び条件

	項目	内容
1	種類	株式会社福邦銀行 A 種優先株式
2	申込期日（払込日）	平成 21 年 3 月 31 日
3	発行価額	1 株につき 1,000 円
	非資本組入れ額	1 株につき 500 円
4	発行総額	6,000 百万円
5	発行株式数	6 百万株
6	議決権	本優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、定時株主総会に本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、本優先配当金の額全部の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
7	優先配当年率	平成 24 年 3 月期まで : 年率 1.90% 平成 25 年 3 月期以降 : 12 ヶ月日本円 TIBOR+1.10% (但し、平成 21 年 3 月 31 日を基準日とする A 種優先配当金の額については、A 種優先株式 1 株につき 0.053 円とする)
	優先中間配当	本優先配当金の 2 分の 1 を上限
	累積条項	非累積
	参加条項	非参加
8	残余財産の分配	普通株主に先立ち本優先株主が有する本優先株式 1 株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
9	取得請求権 (転換予約権)	本優先株主は、取得請求期間中、当銀行が本優先株式を取得するのと引換えに当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。
	取得請求期間の開始日	平成 23 年 10 月 1 日
	取得請求期間の終了日	平成 36 年 3 月 31 日
	当初取得価額 (当初転換価額)	取得請求期間の初日における連結 BPS (※連結 BPS : 直近の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書における 1 株当たり純資産額。以下同様) 但し、取得請求期間の初日に先立つ 5 連続取引日までの期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合、取得請求期間の開始日に先立つ(当該日含まない) 5 連続取引日における毎日の終値の平均値に相当する金額 (※終値 : 当銀行の普通株式の終値。気配表示を含む。以下同様)
	取得請求期間中の取得価額修正	平成 23 年 11 月 1 日以降毎月 1 日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)の翌日以降、当該取得価額修正日における連結 BPS 但し、取得価額修正日を最終日とする 5 連続取引日(同日を含む。)の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合、当該取得価額修正日(同日を含む。)までの直近の 5 連続取引日の終値の平均値に相当する金額
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	229 円

【前頁続き】

	項目	内容
10	金銭を対価とする取得条項	当銀行は、平成 31 年 4 月 1 日以降、取締役会が別に定める日（当該取締役会開催日までの 30 連続取引日（当該日含む）の全ての日において普通株式時価が取得価額の下限を下回っており、かつ金融庁の事前承認を得ている場合に限り）が到来したときに、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部または一部を金銭を対価として取得することができる。 （※普通株式時価：連結BPS。但し、取得日を決定する取締役会の開催日を最終日とする 30 営業日の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合、終値）
	対価となる金額	本優先株式 1 株につき、本優先株式 1 株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた金額
11	普通株式を対価とする取得条項	当銀行は、取得請求期間の終了日までに当銀行に取得されていない本優先株式の全てを取得請求期間の終了日の翌日（以下、「一斉取得日」という）をもって取得する。当銀行は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、本優先株主が有する本優先株式数に本優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付する。
	一斉取得価額	連結 BPS（但し、一斉取得日からこれに先立つ 45 連続取引日までの期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合、一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額）
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	229 円

※ 上記各条項については、平成 21 年 3 月 23 日開催予定の当行臨時株主総会における所要の定款変更の承認及び各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件といたします

2. 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方針

(1) 金額の算定根拠

当行は、昨今の不透明な経営環境の中で、地元中小企業・個人事業主向け貸出を円滑に進めていくためには、財務基盤の一層の拡充が不可欠と判断いたしました。

今回の申請額 60 億円は、他の地域銀行との比較において、相対的に低い水準に留まっている自己資本比率を当行のリスク特性に鑑み、当行が必要と考える水準まで回復させること、及び今回の経営強化計画において表明している地元中小企業・個人事業主等向け貸出の増加計画実現に向けてリスクテイクを積極化させるための原資として活用させて頂くこと等を総合的に勘案して決定いたしました。

国の資本参加により平成 20 年 9 月期に 6.42%（単体ベース）であった当行の自己資本比率は 9%を超え、地域銀行の平均的な水準まで回復する見通しであります。また、経営強化計画期間中の諸方策の確実な実践により内部留保を着実に積み上げ、平成 23 年 3 月期には 10%近くまで上昇いたします。

【自己資本比率の推移】

（単位：百万円、％）

	20/9 期 実績	21/3 期 計画	21/9 期 計画	22/3 期 計画	22/9 期 計画	23/3 期 計画
自己資本比率	6.42	9.16	9.11	9.34	9.55	9.91

(2) 自己資本の活用方針

当行は、今回の申請により受け入れました公的資金による財務基盤の強化に基づき、経営強化計画に謳っております様々な施策に積極的に取り組んでまいります。

特に、中小規模事業者及び個人のお客さまに対する円滑な資金供給や各種サービスの提供を通じて顧客基盤を拡充し、収益基盤の安定化を図ることで、地域社会の発展に必要不可欠な存在として、お客さまからの一層の信頼向上に努めてまいります。

第7 剰余金の処分の方針

1. 配当に対する方針

当行は、従来より銀行業としての公共性に鑑み、長期に亘って安定経営に努めると共に、配当につきましても中間配当及び期末配当の年2回の安定した配当実施を基本方針としております。

なお、平成21年3月期において生じた繰越欠損金は、平成21年6月の定時株主総会において別途積立金を取崩し、繰越剰余金に振替え解消する予定です。

経営強化計画終了時の平成23年3月期決算における収益計画を前提とした利益剰余金の積上げは平成35年3月末には67億円（注）となります。

【長期予想】

（単位：百万円）

	21/3	22/3	23/3	24/3	25/3	26/3	27/3	28/3
当期利益	-2,265	924	1,423	870	870	870	870	870
中間配当金	0	135	135	135	135	135	135	135
期中内部留保額	-2,265	789	1,153	600	600	600	600	600
資本剰余金+利益準備金	10,515	11,304	12,457	13,057	13,657	14,257	14,857	15,457
資本剰余金	6,256	6,256	6,256	6,256	6,256	6,256	6,256	6,256
利益剰余金	4,259	5,048	6,201	6,801	7,401	8,001	8,601	9,201
期末配当金	0.3	135	135	135	135	135	135	135

	29/3	30/3	31/3	32/3	33/3	34/3	35/3
当期利益	522	522	522	522	522	522	522
中間配当金	135	135	135	135	135	135	135
期中内部留保額	252	252	252	252	252	252	252
資本剰余金+利益準備金	15,709	15,961	16,213	16,465	16,717	16,969	17,221
資本剰余金	6,256	6,256	6,256	6,256	6,256	6,256	6,256
利益剰余金	9,453	9,705	9,957	10,209	10,461	10,713	10,965
期末配当金	135	135	135	135	135	135	135

（注）利益剰余金 10,965百万円（35/3） -4,259百万円（21/3） =6,706百万円

2. 役員に対する報酬及び賞与についての方針

当行では、月額報酬に加え、役員賞与支給という報酬体系となっております。今後、業績を反映した報酬体系の導入を検討していきます。

第8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

1. 経営管理に係る体制

(1) 内部統制基本方針

適切な経営管理（コーポレートガバナンス）及びリスク管理を行うにあたり、取締役会により「内部統制に関する基本方針」を制定しております。

これにより、コンプライアンスに加え、業務運営に関する有効性と効率性及び財務報告における信頼性を確保する体制を構築しております。

(2) 内部監査体制

内部監査部署である監査部を被監査部署から独立させ頭取直轄組織とし、業務の牽制機能を図り、内部統制の有効性と効率性を検証しております。

① 監査部員の技能向上と専門性を有する人員の配置

内部監査機能をより十分に発揮する為に、監査部員の技能向上を図ると共に専門性を有する本部経験者等適切な人材を配置しております。

② コンプライアンス体制の監査

内部監査部署である監査部は監査役と連携して、全行のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無の調査にあっております。

③ 金融商品取引法等、顧客保護関連法令に対応した監査の充実強化

顧客説明、顧客サポート等、本人確認、顧客情報管理、外部委託管理、優越的地位の濫用防止等を中心とした監査を行っております。

(3) 財務報告に係る内部統制

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制を実施し、財務報告の信頼性を確保するために、業務に有効な統制が組み込まれた組織を構築しております。

2. 各種リスクの管理の状況

各種リスクの管理の状況につきましては、「第4 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項」に記載いたしました。

経営強化計画の前提条件

(金利)

金利の見通しにつきましては、平成 20 年 12 月末の水準にて推移するものと想定しております。

(為替)

為替 (円/ドル) レートの見通しにつきましては、平成 20 年 12 月末の水準にて推移するものと想定しております。

(株価)

株価の見通しにつきましては、足元の株価水準を鑑み、平成 20 年 12 月末を下回る水準にて推移するものと想定しております。

指標		20/9 末	20/12 末	21/3 期	21/9 期	22/3 期	22/9 期	23/3 期
無担 0/N	(%)	0.544	0.103	0.103	0.103	0.103	0.103	0.103
TIBOR 3M	(%)	0.865	0.742	0.742	0.742	0.742	0.742	0.742
10 年国債	(%)	1.480	1.165	1.165	1.165	1.165	1.165	1.165
為替 (円/ドル)	(円)	106.02	90.27	90.27	90.27	90.27	90.27	90.27
日経平均株価	(円)	11,259	8,859	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000

「金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令」

第3条第1項に定められる提出書類

目 次

株式引受けに係る申込みの理由書	・ ・ ・ ・ ・ 1
第 101 期中間期（平成 20 年 9 月 30 日現在）中間連結財務諸表	
中間連結貸借対照表	・ ・ ・ ・ ・ 2
中間連結損益計算書	・ ・ ・ ・ ・ 14
中間連結株主資本等変動計算書	・ ・ ・ ・ ・ 16
連結自己資本比率（国内基準）	・ ・ ・ ・ ・ 20
第 101 期中間期（平成 20 年 9 月 30 日現在）中間財務諸表	
中間貸借対照表	・ ・ ・ ・ ・ 22
中間損益計算書	・ ・ ・ ・ ・ 33
中間株主資本等変動計算書	・ ・ ・ ・ ・ 35
単体自己資本比率（国内基準）	・ ・ ・ ・ ・ 38
未残日計表（平成 21 年 1 月末現在）	・ ・ ・ ・ ・ 40
月中平残日計表（平成 21 年 1 月中平残）	・ ・ ・ ・ ・ 41
平成 21 年 3 月期 第 3 四半期財務・業績の概況	・ ・ ・ ・ ・ 42

内閣府令第3条第1項第1号に掲げる書類

- ・ 株式引受けに係る申込みの理由書

株式引受けに係る申込みの理由書

平成 21 年 3 月 6 日

本店又は主たる 事務所の所在地	福井市順化 1 丁目 6 番 9 号
商号又は名称	株式会社 福 邦 銀 行
代 表 者	取締役頭取 三 田 村 俊 文

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第三条第一項に基づく株式の引受けに係る申込みの理由は以下の通りであります。

記

当行は、現在の福井県内の中小規模事業者の置かれている環境を鑑み、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化と、取引先中小企業の存続・発展を通じての地域経済への活性化に貢献することが最優先の課題であると認識いたしております。

そのため、財務の健全性を十分に維持しつつ、リスク管理等ガバナンスのさらなる強化を図り、メリハリをつけた経営資源配分とお客さまのニーズに即したリージョナルバンクとしての金融サービス提供を継続的に行うことにより、地域の顧客基盤を保持し、かつ収益力の一層の強化を図ることが当行の責務であると考えております。

以上のことより、金融機能強化法の趣旨に則り、地域金融機関としての責務を果たすべく、株式引受けに係る申請をいたします。

以上

内閣府令第3条第1項第2号に掲げる書類

○貸借対照表等、損益計算書、株主資本等変動計算書、自己資本比率を記載した書面

第101期中間期（平成20年9月30日現在）中間連結財務諸表

中間連結貸借対照表

中間連結損益計算書

中間連結株主資本等変動計算書

連結自己資本比率（国内基準）

第101期中間期（平成20年9月30日現在）中間財務諸表

中間貸借対照表

中間損益計算書

中間株主資本等変動計算書

単体自己資本比率（国内基準）

○最近の日計表

末残日計表（平成21年1月末現在）

月中平残日計表（平成21年1月中平残）

○その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

平成21年3月期 第3四半期財務・業績の概況

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の要約連結貸借 対照表(平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	※6 6,972	※6 9,877	※6 29,823
コールローン及び買入手形	18,542	5,450	440
金銭の信託	1,000	—	1,000
有価証券	※6, ※11 92,299	※6, ※11 96,481	※6, ※11 87,058
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 341,022	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 339,942	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 331,360
外国為替	268	453	539
その他資産	※6 1,929	※6 1,839	※6 3,321
有形固定資産	※8, ※9, ※10 5,848	※8, ※9 5,776	※8, ※9, ※10 5,750
無形固定資産	71	217	70
繰延税金資産	3,287	3,209	3,676
支払承諾見返	※11 3,001	2,617	2,833
貸倒引当金	△ 7,204	△ 10,589	△ 10,707
資産の部合計	467,040	455,277	455,167

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の要約連結貸借 対照表(平成20年3月31日)
負債の部			
預金	435,202	432,548	430,910
コールマネー及び売渡手形	—	—	501
その他負債	3,814	4,360	2,892
賞与引当金	422	336	341
役員賞与引当金	6	—	—
退職給付引当金	1,146	1,105	1,124
役員退職慰労引当金	203	218	210
睡眠預金払戻損失引当金	27	46	36
利息返還損失引当金	4	3	6
偶発損失引当金	—	50	24
再評価に係る繰延税金負債	※8 922	※8 881	※8 881
支払承諾	※11 3,001	2,617	2,833
負債の部合計	444,751	442,169	439,762
純資産の部			
資本金	4,300	4,300	4,300
資本剰余金	3,256	3,256	3,256
利益剰余金	13,341	6,244	6,979
自己株式	△ 198	△ 203	△ 201
株主資本合計	20,699	13,598	14,334
その他有価証券評価差額金	509	△ 1,511	49
土地再評価差額金	※8 1,079	※8 1,019	※8 1,019
評価・換算差額等合計	1,588	△ 491	1,069
少数株主持分	—	1	1
純資産の部合計	22,288	13,108	15,405
負債及び純資産の部合計	467,040	455,277	455,167

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 3社 福邦ビジネスサービス株式会社 福邦オフィスサービス株式会社 福邦カード株式会社 従来持分法適用の関連会社であった福邦カード(株)は、連結子会社へ変更しております。 (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社 3社 福邦ビジネスサービス株式会社 福邦オフィスサービス株式会社 福邦カード株式会社 (2) 非連結子会社 同 左	(1) 連結子会社 3社 主要な連結子会社名は、「第1企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 (2) 非連結子会社 同 左
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 同 左 (2) 持分法適用の関連会社 同 左 (3) 持分法非適用の非連結子会社 同 左 (4) 持分法非適用の関連会社 同 左	(1) 持分法適用の非連結子会社 同 左 (2) 持分法適用の関連会社 同 左 (3) 持分法非適用の非連結子会社 同 左 (4) 持分法非適用の関連会社 同 左
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 3社	同 左	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 3社
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 同 左 (ロ) 同 左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 同 左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 その他：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。これにより経常損失及び税金等調整前当期純損失は、従来の方法によった場合に比べ4百万円増加しております。</p> <p>(追加情報) 当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより経常損失及び税金等調整前当期純損失は、従来の方法によった場合に比べ6百万円増加しております。</p> <p>② 無形固定資産 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>定額法によっております。</p> <p>なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,068百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権について</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、審査管理部署が査定結果を検証し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,805百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、審査管理部署が査定結果を検証し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,638百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	は、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(6) 賞与引当金の計上基準 同 左	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(7) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	—————	—————
	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理	(8) 退職給付引当金の計上基準 同 左	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。 (会計方針の変更)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は14百万円、特別損失は188百万円それぞれ増加し、経常利益は14百万円、税金等調整前中間純利益は203百万円それぞれ減少しております</p>	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。 (会計方針の変更)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は21百万円、経常損失は21百万円、特別損失は188百万円、税金等調整前当期純損失は210百万円それぞれ増加しております。</p>
	<p>(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。 (会計方針の変更)</p> <p>利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、経常収益が6百万円、特別損失は34百万円それぞれ増加し、経常利益は6百万円増加し、税金等調整前中間純利益は27百万円減少しております。</p>	<p>(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p>	<p>(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。 (会計方針の変更)</p> <p>従来、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、その他の経常費用は2百万円、経常損失は2百万円、特別損失は34百万円、税金等調整前当期純損失は36百万円それぞれ増加しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(11) 利息返還損失引当金の計上基準 利息返還損失引当金は、連結子会社1社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。	(11) 利息返還損失引当金の計上基準 同 左	(11) 利息返還損失引当金の計上基準 同 左
	——	(12) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。	(12) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、平成19年10月1日に信用保証協会との責任共有制度が開始されたことに伴い、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、当連結会計年度から将来の負担金支払見込額を計上しております。
	(13) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(13) 外貨建資産・負債の換算基準 同 左	(13) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(14) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(14) リース取引の処理方法 当行並びに連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(14) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
	(15) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(15) 消費税等の会計処理 同 左	(15) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
5. (中間) 連結 キャッシュ・フロー 計算書における 資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金・預入期間が3ヵ月以内の預け金及び日本銀行への預け金であります。	同 左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金・預入期間が3ヵ月以内の預け金及び日本銀行への預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
——	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は48百万円、「無形固定資産」中のリース資産は153百万円、「その他負債」中のリース債務は219百万円増加し、資金調達費用は1百万円、営業経費は5百万円、その他経常費用は10百万円、経常損失は17百万円、税金等調整前中間純損失は17百万円それぞれ増加しております。</p>	——

【 注記事項 】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※ 1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,515百万円、延滞債権額は14,574百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※ 2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※ 3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,639百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※ 4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は21,730百万円です。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※ 5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種</p>	<p>※ 1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,248百万円、延滞債権額は21,665百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※ 2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※ 3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,507百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※ 4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は27,421百万円です。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※ 5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種</p>	<p>※ 1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,072百万円、延滞債権額は22,999百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※ 2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※ 3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,641百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※ 4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は26,713百万円です。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※ 5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,856百万円であります。</p> <p>※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>為替決済、資金決済、地方公共団体収納代理取引、日銀共通取引等の担保、裁判供託金あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券13,341百万円及び預け金10百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は149百万円であります。</p> <p>※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、40,896百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが35,066百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社の実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除</p>	<p>別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,849百万円であります。</p> <p>※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>為替決済、資金決済、地方公共団体収納代理取引、日銀共通取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券13,301百万円及び預け金10百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は147百万円であります。</p> <p>※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、41,053百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが34,720百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社の実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除</p>	<p>別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,885百万円であります。</p> <p>※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>為替決済、資金決済、地方公共団体収納代理取引、日銀共通取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券13,511百万円及び預け金10百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は147百万円あります。</p> <p>※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、42,003百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが36,742百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,014百万円</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 4,167百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の圧縮記帳額 66百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額一百万円)</p> <p>※11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,510百万円であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ1,030百万円減少します。</p>	<p>した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,100百万円</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 4,218百万円</p> <p>———</p> <p>※11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,580百万円であります。</p>	<p>した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,100百万円</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 4,184百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の圧縮記帳額 66百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額一百万円)</p> <p>※11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,580百万円であります。</p>

②【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
経常収益		6,852		5,617		12,233
資金運用収益		5,174		4,670		9,747
(うち貸出金利息)		4,110		4,078		8,299
(うち有価証券利息配当金)		992		551		1,337
役務取引等収益		801		710		1,474
その他業務収益		551		108		630
その他経常収益		325		128		381
経常費用		6,186		5,771		17,919
資金調達費用		646		801		1,414
(うち預金利息)		620		795		1,367
役務取引等費用		519		497		998
その他業務費用		288		383		874
営業経費		3,437		3,392		6,702
その他経常費用	※1	1,295	※1	695	※1	7,929
経常利益 (△は経常損失)		665	△	153		△ 5,685
特別利益		0		0		0
償却債権取立益		—		0		0
その他の特別利益		—		—		0
特別損失	※2	227		18		414
固定資産処分損		—		2		8
減損損失		—	※3	15	※3	169
その他の特別損失		—		0	※2	236
税金等調整前中間純利益 (△ は税金等調整前中間純損失)		439	△	171		△ 6,099
法人税、住民税及び事業税		24		17		30
過年度法人税等追徴税額		88		—		68
過年度法人税等還付税額	△	33		—	△	33
法人税等調整額		205		467		24
法人税等合計		—		484		—
少数株主利益 (△は少数株主 損失)		—	△	0		0
中間純利益 (△は中間純損失)		154	△	656		△ 6,189

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																												
<p>※1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額953百万円及び株式等売却損114百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 特別損失は、役員退職慰労引当金繰入額188百万円、睡眠預金払戻損失引当金繰入額34百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p>	<p>※1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額279百万円及び株式等売却損148百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p> <p>※3. 廃止に関する意思決定を行った営業用店舗について、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額15百万円を減損損失に計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="598 728 978 862"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福井県内</td> <td>営業用店舗 1カ所</td> <td>建物等</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合計</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。</p> <p>当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能額は、当行の担保評価基準にて合理的に算定しています。</p>	場所	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	福井県内	営業用店舗 1カ所	建物等	15	合計			15	<p>※1. その他の経常費用には、債権売却損750百万円及び株式等売却損729百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他の特別損失には、役員退職慰労引当金繰入額188百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額34百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 廃止に関する意思決定を行った営業用店舗及び継続的な地価の下落等がみられる遊休資産について、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額169百万円を減損損失に計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="1024 750 1394 907"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福井県内</td> <td>営業用店舗 5カ所</td> <td>土地及び 建物等</td> <td>167</td> </tr> <tr> <td>福井県内</td> <td>遊休資産 1カ所</td> <td>土地</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合計</td> <td>169</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。</p> <p>当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能額は、当行の担保評価基準にて算定した価額及び不動産鑑定評価額に当行の担保評価基準に用いる指標を反映した価額を合理的に算定しています。</p>	場所	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	福井県内	営業用店舗 5カ所	土地及び 建物等	167	福井県内	遊休資産 1カ所	土地	2	合計			169
場所	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																											
福井県内	営業用店舗 1カ所	建物等	15																											
合計			15																											
場所	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																											
福井県内	営業用店舗 5カ所	土地及び 建物等	167																											
福井県内	遊休資産 1カ所	土地	2																											
合計			169																											

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	4,300	4,300	4,300
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	4,300	4,300	4,300
資本剰余金			
前期末残高	3,256	3,256	3,256
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	3,256	3,256	3,256
利益剰余金			
前期末残高	13,266	6,979	13,266
当中間期変動額			
剰余金の配当	△ 79	△ 78	△ 157
中間純利益 (△は中間純損失)	154	△ 656	△ 6,189
土地再評価差額金の取崩	—	—	59
当中間期変動額合計	74	△ 734	△ 6,287
当中間期末残高	13,341	6,244	6,979
自己株式			
前期末残高	△ 196	△ 201	△ 196
当中間期変動額			
自己株式の取得	△ 2	△ 1	△ 5
当中間期変動額合計	△ 2	△ 1	△ 5
当中間期末残高	△ 198	△ 203	△ 201
株主資本合計			
前期末残高	20,627	14,334	20,627
当中間期変動額			
剰余金の配当	△ 79	△ 78	△ 157
中間純利益 (△は中間純損失)	154	△ 656	△ 6,189
自己株式の取得	△ 2	△ 1	△ 5
土地再評価差額金の取崩	—	—	59
当中間期変動額合計	72	△ 736	△ 6,292
当中間期末残高	20,699	13,598	14,334
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	1,147	49	1,147
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中 間期変動額 (純額)	△ 638	△ 1,560	△ 1,097
当中間期変動額合計	△ 638	△ 1,560	△ 1,097
当中間期末残高	509	△ 1,511	49
土地再評価差額金			
前期末残高	1,079	1,019	1,079
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中 間期変動額 (純額)	—	—	△ 59
当中間期変動額合計	—	—	△ 59
当中間期末残高	1,079	1,019	1,019
評価・換算差額等合計			
前期末残高	2,226	1,069	2,226
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中 間期変動額 (純額)	△ 638	△ 1,560	△ 1,157
当中間期変動額合計	△ 638	△ 1,560	△ 1,157
当中間期末残高	1,588	△ 491	1,069

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
少数株主持分			
前期末残高	—	1	—
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中 間期変動額（純額）	—	△ 0	1
当中間期変動額合計	—	△ 0	1
当中間期末残高	—	1	1
純資産合計			
前期末残高	22,854	15,405	22,854
当中間期変動額			
剰余金の配当	△ 79	△ 78	△ 157
中間純利益 (△は中間純損失)	154	△ 656	△ 6,189
自己株式の取得	△ 2	△ 1	△ 5
土地再評価差額金の取崩	—	—	59
株主資本以外の項目の当中 間期変動額（純額）	△ 638	△ 1,560	△ 1,156
当中間期変動額合計	△ 565	△ 2,296	△ 7,448
当中間期末残高	22,288	13,108	15,405

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	31,800	—	—	31,800	
合計	31,800	—	—	31,800	
自己株式					
普通株式	436	5	—	442	(注)
合計	436	5	—	442	

(注) 自己株式の普通株式の株式数の増加5千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	79	2.5	平成19年3月31日	平成19年6月29日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年11月22日 取締役会	普通株式	78	利益剰余金	2.5	平成19年9月30日	平成19年12月10日

II 当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	31,800	—	—	31,800	
合計	31,800	—	—	31,800	
自己株式					
普通株式	448	3	—	451	(注)
合計	448	3	—	451	

(注) 自己株式の普通株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	78	2.5	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるものはございません。

Ⅲ 前連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	前連結会計年度 末株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	31,800	—	—	31,800	
合 計	31,800	—	—	31,800	
自己株式					
普通株式	436	11	—	448	(注)
合 計	436	11	—	448	

(注) 自己株式の普通株式の株式数の増加11千株は、当行の単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	79	2.5	平成19年 3月31日	平成19年 6月29日
平成19年11月22日 取締役会	普通株式	78	2.5	平成19年 9月30日	平成19年 12月10日
合 計	—	157	—	—	—

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	78	利益剰余金	2.5	平成20年 3月31日	平成20年 6月30日

④【自己資本比率の状況】

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	4,300	4,300
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	3,256	3,256
	利益剰余金	13,341	6,244
	自己株式（△）	198	203
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	78	—
	その他有価証券の評価差損（△）	—	1,511
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	—	1
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	0
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	20,621	12,088
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
	計 (A)	20,621	12,088
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	901	855
	一般貸倒引当金	2,810	2,686
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	—	—
	計	3,711	3,542
うち自己資本への算入額 (B)	2,324	2,209	
控除項目	控除項目（注4） (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	22,945	14,297

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	205,279	195,329
	オフ・バランス取引等項目	3,052	2,553
	信用リスク・アセットの額 (E)	208,332	197,882
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) /8%) (F)	19,404	18,724
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,552	1,497
	計 (E) + (F) (H)	227,737	216,606
連結自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		10.07	6.60
(参考) Tier 1 比率 = A/H × 100 (%)		9.05	5.58

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	※7 6,967	※7 9,877	※7 29,823
コールローン	18,542	5,450	440
金銭の信託	1,000	—	1,000
有価証券	※1, ※7, ※12 92,303	※1, ※7, ※12 96,870	※1, ※7, ※12 87,447
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 340,346	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 338,987	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 330,499
外国為替	268	453	539
その他資産	※7 1,629	※7 1,535	※7 3,025
有形固定資産	※9, ※10, ※11 5,848	※9, ※11 5,774	※9, ※10, ※11 5,750
無形固定資産	71	215	68
繰延税金資産	3,301	3,202	3,669
支払承諾見返	※12 3,001	2,617	2,755
貸倒引当金	△ 6,446	△ 10,097	△ 10,263
資産の部合計	466,833	454,887	454,757

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部			
預金	435,305	433,402	431,908
コールマネー	—	—	501
その他負債	2,968	3,561	2,066
未払法人税等	—	20	10
リース債務	—	217	—
その他の負債	—	3,323	—
賞与引当金	400	320	323
役員賞与引当金	6	—	—
退職給付引当金	1,146	1,105	1,124
役員退職慰労引当金	203	218	210
睡眠預金払戻損失引当金	27	46	36
偶発損失引当金	—	50	24
特定債務者支援引当金	626	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※11 922	※11 881	※11 881
支払承諾	※12 3,001	2,617	2,755
負債の部合計	444,609	442,203	439,832
純資産の部			
資本金	4,300	4,300	4,300
資本剰余金	3,256	3,256	3,256
資本準備金	3,256	3,256	3,256
利益剰余金	13,277	5,821	6,500
利益準備金	843	874	859
その他利益剰余金	12,433	4,946	5,641
別途積立金	9,309	5,309	9,309
繰越利益剰余金	3,124	△ 363	△ 3,667
自己株式	△ 198	△ 203	△ 201
株主資本合計	20,635	13,175	13,856
その他有価証券評価差額金	509	△ 1,511	49
土地再評価差額金	※11 1,079	※11 1,019	※11 1,019
評価・換算差額等合計	1,588	△ 491	1,069
純資産の部合計	22,224	12,684	14,925
負債及び純資産の部合計	466,833	454,887	454,757

【 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 】

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同 左	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 同 左	(1) 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
	(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 同 左	(2) 同 左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：2年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年 4月 1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：3年～50年 その他：2年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：2年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年 4月 1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常損失及び税引前当期純損失は、従来の方法によった場合に比べ、4百万円増加しております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。		(追加情報) 当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常損失及び税引前当期純損失は、従来の方法によった場合と比べ6百万円増加しております。
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
	——	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存簿価については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。	——
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,068百万円であります。	過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、審査管理部署が査定結果を検証し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,805百万円であります。	過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、審査管理部署が査定結果を検証し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,638百万円であります。
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同 左	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	———	———
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理	(4) 退職給付引当金 同 左	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(5) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は14百万円、特別損失は188百万円それぞれ増加し、経常利益は14百万円、税引前中間純利益は203百万円それぞれ減少しております。</p>	<p>(5) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(5) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は21百万円、経常損失は21百万円、特別損失は188百万円、税引前当期純損失は210百万円それぞれ増加しております。</p>
	<p>(6) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、経常収益が6百万円、特別損失は34百万円それぞれ増加し、経常利益は6百万円増加し、税引前中間純利益は27百万円減少しております。</p>	<p>(6) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p>	<p>(6) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、その他の経常費用は2百万円、経常損失は2百万円、特別損失は34百万円、税引前当期純損失は36百万円それぞれ増加しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	——	(7) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。	(7) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、平成19年10月1日に信用保証協会との責任共有制度が開始されたことに伴い信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、当事業年度から将来の負担金支払見込額を計上しております。
	(8) 特定債務者支援引当金 特定債務者支援引当金は、経済的困難に陥った特定債務者に対し将来発生する支援に伴う損失見込額を見積り計上しております。	——	——
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用に計上しております。	同 左	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は46百万円、「無形固定資産」中のリース資産は153百万円、「その他負債」中のリース債務は217百万円増加し、営業経費は5百万円、その他経常費用は10百万円、経常損失は16百万円、税引前中間純損失は16百万円それぞれ増加しております。</p>	

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	<p>(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>

【 注記事項 】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期末 (平成19年9月30日)	当中間会計期末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1. 関係会社の株式(及び出資額)総額 20百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,420百万円、延滞債権額は14,444百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,639百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は21,504百万円です。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式総額 389百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,054百万円、延滞債権額は21,310百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,507百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は26,871百万円です。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式及び出資額総額 389百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は950百万円、延滞債権額は22,679百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,641百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は26,271百万円です。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は11,856百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 為替決済、資金決済、地方公共団体収納代理取引、日銀共通取引等の担保、裁判供託金あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券13,341百万円及び預け金10百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は149百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、38,284百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが35,266百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。 また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 4,162百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の圧縮記帳額 66百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,849百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 為替決済、資金決済、地方公共団体収納代理取引、日銀共通取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券13,301百万円及び預け金10百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は147百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、38,146百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが34,720百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。 また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 4,213百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の圧縮記帳額 —— (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,885百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 為替決済、資金決済、地方公共団体収納代理取引、日銀共通取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券13,511百万円及び預け金10百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金は147百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、39,191百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが36,742百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。 また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 4,180百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の圧縮記帳額 66百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,014百万円</p> <p>※12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,510百万円であります。 (追加情報)</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ1,030百万円減少します。</p> <p>13. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 19百万円</p>	<p>※11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,100百万円</p> <p>※12. 有価証券中の社債のうち、有価証券私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,580百万円であります。</p> <p>—————</p>	<p>※11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,100百万円</p> <p>※12. 有価証券中の社債のうち、有価証券私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,580百万円であります。</p> <p>13. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 19百万円</p>

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
経常収益		6,691		5,471	11,946
資金運用収益		5,162		4,654	9,721
(うち貸出金利息)		4,100		4,063	8,274
(うち有価証券利息配当金)		990		551	1,336
役員取引等収益		653		583	1,218
その他業務収益		551		108	630
その他経常収益		323		125	376
経常費用		5,958		5,578	18,604
資金調達費用		645		800	1,412
(うち預金利息)		620		795	1,367
役員取引等費用		499		472	961
その他業務費用		288		383	874
営業経費	※1	3,399	※1	3,365	6,631
その他経常費用	※2	1,125	※2	555	8,724
経常利益 (△は経常損失)		733	△	106	△ 6,658
特別利益		0		0	※3 491
特別損失	※4	363	※5	18	※4, ※5 401
税引前中間純利益 (△は税引前中間純損失)		370		△ 124	△ 6,568
法人税、住民税及び事業税		19		10	18
過年度法人税等追徴税額		88		—	68
過年度法人税等還付税額	△	33		—	△ 33
法人税等調整額		198		466	39
法人税等合計		—		476	—
中間純利益 (△は中間純損失)		97	△	601	△ 6,660

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)																																								
<p>※ 1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 66百万円 無形固定資産 5百万円</p> <p>※ 2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額797百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p> <p>※ 4. 特別損失には、役員退職慰労引当金繰入額188百万円、特定債務者支援引当金繰入額135百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額34百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p>	<p>※ 1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 74百万円 無形固定資産 10百万円</p> <p>※ 2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 232 百万円、株式等売却損 148 百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p> <p>※ 5. 廃止に関する意思決定を行った営業用店舗について、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額15百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="592 996 984 1137"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福井県内</td> <td>営業用店舗</td> <td>建物等</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1カ所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。</p> <p>当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能額は、当行の担保評価基準にて合理的に算定しています。</p>	場所	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	福井県内	営業用店舗	建物等	15		1カ所			合計			15	<p>—————</p> <p>※ 2. その他の経常費用には、債権売却損 683百万円を含んでおります。</p> <p>※ 3. その他の特別利益には、特定債務者支援引当金取崩額491百万円を含んでおります。</p> <p>※ 4. その他の特別損失には、役員退職慰労引当金繰入額188百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額34百万円を含んでおります。</p> <p>※ 5. 廃止に関する意思決定を行った営業用店舗及び継続的な地価の下落等がみられる遊休資産について、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額169百万円を減損損失に計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="1016 1041 1409 1249"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福井県内</td> <td>営業用店舗</td> <td>土地 及び建物等</td> <td>167</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5カ所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>福井県内</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1カ所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>169</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。</p> <p>当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能額は、当行の担保評価基準にて算定した価額及び不動産鑑定評価額に当行の担保評価基準に用いる指標を反映した価額を合理的に算定しています。</p>	場所	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	福井県内	営業用店舗	土地 及び建物等	167		5カ所			福井県内	遊休資産	土地	2		1カ所			合計			169
場所	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																							
福井県内	営業用店舗	建物等	15																																							
	1カ所																																									
合計			15																																							
場所	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																							
福井県内	営業用店舗	土地 及び建物等	167																																							
	5カ所																																									
福井県内	遊休資産	土地	2																																							
	1カ所																																									
合計			169																																							

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	4,300	4,300	4,300
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	4,300	4,300	4,300
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	3,256	3,256	3,256
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	3,256	3,256	3,256
資本剰余金合計			
前期末残高	3,256	3,256	3,256
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	3,256	3,256	3,256
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	827	859	827
当中間期変動額			
剰余金の配当	15	15	31
当中間期変動額合計	15	15	31
当中間期末残高	843	874	859
その他利益剰余金			
別途積立金			
前期末残高	9,309	9,309	9,309
当中間期変動額			
別途積立金の取崩	—	△ 4,000	—
当中間期変動額合計	—	△ 4,000	—
当中間期末残高	9,309	5,309	9,309
繰越利益剰余金			
前期末残高	3,122	△ 3,667	3,122
当中間期変動額			
剰余金の配当	△ 95	△ 94	△ 189
別途積立金の取崩	—	4,000	—
中間純利益 (△は中間純損失)	97	△ 601	△ 6,660
土地再評価差額金の取崩	—	—	59
当中間期変動額合計	1	3,304	△ 6,790
当中間期末残高	3,124	△ 363	△ 3,667
利益剰余金合計			
前期末残高	13,259	6,500	13,259
当中間期変動額			
剰余金の配当	△ 79	△ 78	△ 157
中間純利益 (△は中間純損失)	97	△ 601	△ 6,660
土地再評価差額金の取崩	—	—	59
当中間期変動額合計	17	△ 679	△ 6,758
当中間期末残高	13,277	5,821	6,500

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
自己株式			
前期末残高	△ 24	△ 201	△ 24
当中間期変動額			
自己株式の取得	△ 174	△ 1	△ 177
当中間期変動額合計	△ 174	△ 1	△ 177
当中間期末残高	△ 198	△ 203	△ 201
株主資本合計			
前期末残高	20,792	13,856	20,792
当中間期変動額			
剰余金の配当	△ 79	△ 78	△ 157
中間純利益 (△は中間純損失)	97	△ 601	△ 6,660
自己株式の取得	△ 174	△ 1	△ 177
土地再評価差額金の取崩	—	—	59
当中間期変動額合計	△ 157	△ 680	△ 6,936
当中間期末残高	20,635	13,175	13,856
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	1,147	49	1,147
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中 間期変動額 (純額)	△ 638	△ 1,560	△ 1,097
当中間期変動額合計	△ 638	△ 1,560	△ 1,097
当中間期末残高	509	△ 1,511	49
土地再評価差額金			
前期末残高	1,079	1,019	1,079
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中 間期変動額 (純額)	—	—	△ 59
当中間期変動額合計	—	—	△ 59
当中間期末残高	1,079	1,019	1,019
評価・換算差額等合計			
前期末残高	2,226	1,069	2,226
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中 間期変動額 (純額)	△ 638	△ 1,560	△ 1,157
当中間期変動額合計	△ 638	△ 1,560	△ 1,157
当中間期末残高	1,588	△ 491	1,069
純資産合計			
前期末残高	23,019	14,925	23,019
当中間期変動額			
剰余金の配当	△ 79	△ 78	△ 157
中間純利益 (△は中間純損失)	97	△ 601	△ 6,660
自己株式の取得	△ 174	△ 1	△ 177
土地再評価差額金の取崩	—	—	59
株主資本以外の項目の当中 間期変動額 (純額)	△ 638	△ 1,560	△ 1,157
当中間期変動額合計	△ 795	△ 2,241	△ 8,093
当中間期末残高	22,224	12,684	14,925

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	53	388	—	442	(注)
合計	53	388	—	442	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

II 当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	448	3	—	451	(注)
合計	448	3	—	451	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

III 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	53	394	—	448	(注)
合計	53	394	—	448	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加394千株は、単元未満株式の買取りによる増加11千株、連結子会社が保有していた自己株式(当行株式)の買取りによる増加382千株であります。

④【自己資本比率の状況】

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	4,300	4,300
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	3,256	3,256
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	843	874
	その他利益剰余金	12,433	4,946
	その他	—	—
	自己株式（△）	198	203
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	78	—
	その他有価証券の評価差損（△）	—	1,511
	新株予約権	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	20,557	11,664
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
	計 (A)	20,557	11,664
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	901	855
	一般貸倒引当金	2,628	2,560
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	—	—
	計	3,529	3,416
うち自己資本への算入額 (B)	2,319	2,205	
控除項目	控除項目（注4） (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	22,876	13,869
リスク・ アセット等	資産（オン・バランス）項目	204,568	194,933
	オフ・バランス取引等項目	3,052	2,527
	信用リスク・アセットの額 (E)	207,621	197,460
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	19,305	18,461
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,544	1,476
計 (E) + (F) (H)	226,927	215,921	
単体自己資本比率（国内基準）= D/H × 100 (%)		10.08	6.42
(参考) Tier 1 比率 = A/H × 100 (%)		9.05	5.40

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

計表ID	FN001	Ver.200809
基準日(西暦年/月)	2009	1
金融機関コード	0537	
金融機関名	福邦銀行	
担当部署	企画部 主計課	

未 残 日 計 表 (銀行勘定、国内店)
(平成21年1月末現在)

(単位:百万円)

借 方			貸 方		
科 目	コード	金 額	科 目	コード	金 額
現 金 預 け 金	16058014	11,229	預 当 座 預 金	16059824	428,029
(うち切手手形)	16058024	9,001	普 通 預 金	16059844	10,433
外 国 通 貨	16058034	(440)	貯 蓄 預 金	16059854	110,215
預 け 金	16058044	13	通 知 預 金	16109974	1,948
(うち日銀預け金)	16058054	2,215	定 期 預 金	16059864	656
(うち譲渡性預け金)	16058074	1,327	定 期 積 立 金	16059904	293,049
コ ー ル ロ ー ン	16058094	(1,327)	別 段 預 金	16059944	10,107
買 入 先 勤 定 金	16058104	()	納 税 準 備 預 金	16059874	882
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	16058124	5,009	非 居 住 者 円 預 金	16059884	53
買 入 手 形	16110444		外 貨 預 金	16059974	
買 入 金 銭 債 権	16178174		(金 融 機 関 預 金)	16059984	683
コ ー シ ャ ル ・ ベ ー バ ー	16058134		譲 渡 性 預 金	16060004	(614)
そ の 他 の 買 入 金 銭 債 権	16058184		コ ー ル マ ネ ー	16060054	3,000
商 品 有 価 証 券	16058204		売 現 先 勤 定 金	16060064	
商 品 地 方 債 権	16058214		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金 形	16178194	
商 品 政 府 保 証 債 権	16058224		売 渡 手 形	16060074	
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券	16058234		コ ー シ ャ ル ・ ベ ー バ ー	16141004	
金 銭 の 信 託	16058244		借 用 金	16060094	
有 価 証 券	16058254	87,059	再 割 引 手 形	16060104	
国 債	16140994	33,985	(うち日銀再割引手形)	16060114	()
(うち手元現在高)	16058114	(18,310)	借 入 金	16060124	
地 方 債	16058264	5,885	(うち日銀借入金)	16060134	()
短 期 社 債	16058274		当 座 借 越 替	16060144	
(公 社 公 団 債)	16178184		外 国 他 店 預 り	16060164	
(金 融 債)	16058304	28,597	外 国 他 店 借 借	16060174	
(事 業 債)	16058314	(5,462)	売 渡 外 国 為 替	16060184	
株 式	16058324	(6,489)	未 払 外 国 為 替	16060194	
外 国 証 券	16058334	(16,645)	短 未 払 期 外 国 社 債	16060204	
そ の 他 の 証 券	16058344	2,372	社 株 予 約 権 付 社 債	16178204	
貸 出 手 形	16058354	9,917	信 託 勤 定 借 借	16139294	
割 引 手 形	16058404	6,301	そ の 他 の 負 債	16060024	
(うち商業手形)	16058444	340,254	未 決 済 為 替 借 借	16060214	
貸 付 金	16058494	10,428	未 払 法 人 税 等	16060224	814
(手形貸付)	16058504	(10,428)	未 払 租 税 費 用	16060234	
(証書貸付)	16058514	329,826	前 受 収 益	16060304	
(当座貸越)	16058534	(30,932)	従 業 員 預 り 金	16060314	44
外 国 他 店 為 替	16058554	271,738	給 付 補 て ん 備 金	16060324	
外 国 他 店 為 替	16058564	(27,154)	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	16060334	303
外 国 他 店 為 替	16058574	561	借 入 商 品 債 券	16060344	
外 国 他 店 為 替	16058584	561	借 入 有 価 証 券	16097964	
取 立 外 国 為 替	16058594		売 付 商 品 債 券	16097974	
そ の 他 の 資 産	16058604	6,655	金 融 派 生 商 品 債 券	16097984	
未 決 済 為 替 債 権	16058614		リ ー ス 債 務	16060354	
未 払 租 税 費 用	16058624	5	代 理 店 借 借	16109854	
未 収 収 益	16058634		未 払 送 配 金 当 金	16109864	
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	16058644		未 払 送 配 金 為 替	16151084	217
保 管 有 価 証 券 等	16097924		預 金 利 子 税 等 預 り 金	16312794	0
金 融 派 生 商 品 債 権	16097934		仮 受 取 金	16060364	0
社 債 行 費	16097944		そ の 他 の 負 債	16060384	1
代 理 店 借 借	16151054		本 支 店 未 達 金	16060244	0
仮 払 金	16149934		賞 与 引 当 金	16060394	57
そ の 他 の 資 産	16058724	255	退 職 給 付 引 当 金	16060404	174
本 支 店 未 達 金	16058714	6,394	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	16060414	14
有 形 固 定 資 産	16058734		そ の 他 の 引 当 金	16162594	
建 物	16192024	5,911	特 別 法 上 の 引 当 金	16188634	1,055
土 地	16192034	1,377	繰 上 引 当 金	16311584	218
リ ー ス 資 産	16192044	4,169	繰 上 引 当 金	16060534	96
建 設 仮 勤 定 金	16312774	48	繰 上 引 当 金	16060544	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	16058834	36	繰 上 引 当 金	16146184	
無 形 固 定 資 産	16192054	280	再 評 価 に 係 る 繰 上 引 当 金	16147214	881
ソ フ ト ウ ェ ア	16192064	248	負 の れ	16192104	
の れ	16192074	53	支 払 承 諾	16060574	2,571
リ ー ス 資 産	16192084		純 資 産	16060594	14,795
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	16312784	157	資 本 金	16060604	4,300
繰 上 引 当 金	16192094	3,669	新 株 式 本 込 証 拠 金	16192114	
再 評 価 に 係 る 繰 上 引 当 金	16146174		資 本 剰 余 金	16192134	3,256
支 払 承 諾 見 返 金	16147204		資 本 準 備 金	16178214	3,256
貸 倒 引 当 金	16165514		そ の 他 資 本 剰 余 金	16060634	
投 資 損 失 引 当 金	16178254	2,571	利 益 剰 余 金	16165514	
	16060644	△ 10,097	利 益 剰 余 金	16178254	6,422
	16192124		利 益 準 備 金	16060644	874
	16060664		そ の 他 利 益 剰 余 金	16192124	5,547
	16192134		積 立 金	16060664	5,309
	16192144		前 期 繰 越 利 益 剰 余 金	16192134	238
	16162604		自 己 株 式	16192144	△ 203
	16192154		自 己 株 式 申 込 証 拠 金	16162604	
	16147224		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	16192154	
	16192164		繰 上 引 当 金	16147224	1,019
	16060744		土 地 再 評 価 差 額 金	16192164	
	16060754		新 株 予 約 権	16060744	1,610
			期 中 損 益	16060754	453,074
合 計	16058894	453,074	合 計		453,074
コ ー ル ロ ー ン (外 貨 建 分 を 除 く) の うち 無 担 保 分		4,500	コ ー ル マ ネ ー (外 貨 建 分 を 除 く) の うち 無 担 保 分		
コ ー ル ロ ー ン の うち 外 貨 建 分		509	コ ー ル マ ネ ー の うち 外 貨 建 分		
割 引 手 形 の うち 手 形 割 引 市 場 関 係 分			再 割 引 手 形 の うち 手 形 割 引 市 場 関 係 分		
貸 付 金 の うち 金 融 機 関 貸 付 金	16065974	6,000	借 入 金 の うち 金 融 機 関 借 入 金	16066004	
貸 付 金 の うち 現 地 貸 付			定 期 預 金 の うち 円 デ ー ト 取 引		

計表ID	FN003	Ver.200809
基準日(西暦年/月)	2009	1
金融機関コード	0537	
金融機関名	福邦銀行	
担当部署	企画部 主計課	

別紙様式1-2の1

月中平残日計表 (銀行勘定、国内店)
(平成21年1月中平残)

(単位:百万円)

借 方			貸 方		
科 目	コード	金 額	科 目	コード	金 額
現金預け金	16058934	9,352	預金	16060764	428,634
現 (うち切手手形)	16058944	6,123	当座預金	16060794	9,696
外国通貨	16058954	(275)	普通預金	16060804	110,353
預け金	16058964	10	貯蓄預金	16109984	1,945
(うち日銀預け金)	16058974		通知預金	16060814	1,181
(うち譲渡性預け金)	16058994	3,218	定期預金	16060854	293,513
コーポレートローン	16059014	(2,061)	定期積金	16060894	9,956
買付先勤定	16059024		別段預金	16060824	1,267
債券貸取引支払保証	16059044	5,321	納税準備預金	16060834	53
買入金手形	16151114		非居住者円預金	16060924	
買入金銭債権	16178264		外貨預金	16060934	666
コマース・ペーパー	16059054		(金融機関預金)	16060954	(437)
その他の買入金銭債権	16059104		譲渡性預金	16061004	
商品有価証券	16059124		コーポレートマネー	16061014	193
商品国債	16059134		買付先勤定	16151144	
商品地方債	16059144	1	債券貸取引受人担保	16178284	
商品政府保証証券	16059154	1	売渡手形	16061024	
その他の商品有価証券	16059164		コマース・ペーパー	16141024	
金銭の証信	16059174		借再割引手形	16061044	
有価証券	16141014		(うち日銀割引手形)	16061054	
国債	16059034		借入金	16061064	()
地方債	16059184	94,933	(うち日銀借入金)	16061074	()
短期社債	16059194	40,853	当座借越替	16061084	()
(公社団債)	16059214	5,828	外国他店預り	16061094	
(金融債)	16178274		外国他店借替	16061114	
(事業債)	16059224	29,548	未払法人税等	16061124	
株外証	16059234	(5,533)	未払費用	16061134	
その他の証券	16059244	(6,740)	従業員預り金	16061144	
貸出金	16059254	(17,274)	給付補てん備金	16061154	
割引手形	16059264	2,381	先物取引差金勘定	16178294	
(うち商業手形)	16059274	9,872	先物取引差金勘定	16139314	
貸付金	16059324	6,448	借入金	16060974	
(手形貸付)	16059364	337,865	借入金有価証券	16061164	
(証書貸付)	16059414	10,074	借入金有価証券	16061174	2,939
(当座借越)	16059424	(10,074)	未決済為替	16061184	
外国他店預け	16059434	327,790	未払法人税等	16061254	
外国他店借替	16059454	(31,188)	未払費用	16061264	44
買入外国為替	16059474	(270,766)	従業員預り金	16061274	
取立外国為替	16059484	(25,836)	給付補てん備金	16061284	304
その決済為替	16059494	588	先物取引差金勘定	16061294	
前払費用	16059504	587	先物取引差金勘定	16098064	
未収収益	16059514		借入金有価証券	16098074	
先物取引差入金勘定	16059524	1	借入金有価証券	16098084	
先物取引差金勘定	16059534		借入金有価証券	16061304	
保管有価証券	16059544	2,608	売付商品債権	16109874	
金融派生商品	16059554		売付商品債権	16109884	
社債発行費	16059564	20	金融派生商品	16151154	
代理店貸金	16059574		リース債務	16312824	217
仮払	16098024		代理店借	16061314	1
その他の資産	16098034		未払配当金	16061334	1
本支店未達	16098044		未払送金為替	16061194	0
有形固定資産	16151124		預金利息等預り	16061344	84
建物	16150374		仮受	16061354	103
土地	16059634		その他の負債	16061364	2,181
リース資産	16059624	223	本支店未達	16061204	
建設仮勘定	16059644	2,364	賞与引当金	16162614	
その他の有形固定資産	16084614		役員賞与引当金	16188664	
無形固定資産	16192174	5,909	退職給付引当金	16161474	1,066
ソフトウェア	16192184	1,377	役員退職慰労引当金	16311594	218
リース資産	16192194	4,169	その他の引当金	16061484	96
建設仮勘定	16312804	48	特別法上の引当金	16061494	
その他の無形固定資産	16059744	36	繰延税金負債	16146204	
繰延税金資産	16192204	278	繰延税金負債	16147244	881
繰延税金資産	16192214	247	繰延税金負債	16192254	
繰延税金資産	16192224	53	純資産	16061524	2,570
繰延税金資産	16192234		純資産	16061544	14,795
繰延税金資産	16312814	157	純資産	16061554	4,300
繰延税金資産	16192244	36	新株式申込証拠金	16192264	
繰延税金資産	16146194	3,669	資本剰余金	16178304	3,256
繰延税金資産	16147234		資本剰余金	16061584	3,256
繰延税金資産	16059794	2,570	資本剰余金	16165524	
繰延税金資産	16061454	△10,097	資本剰余金	16178344	6,422
繰延税金資産	16150384		利益剰余金	16061594	874
			利益剰余金	16192274	5,547
			利益剰余金	16061614	5,309
			繰前期繰越利益剰余金	16192284	238
			繰前期繰越利益剰余金	16162624	△203
			自己株式申込証拠金	16192294	
			自己株式申込証拠金	16151174	
			繰延ヘッジ損益	16192304	
			繰延ヘッジ損益	16147254	1,019
			繰延ヘッジ損益	16192314	
			繰延ヘッジ損益	16061694	1,573
			繰延ヘッジ損益	16061704	452,970
合計	16059804	452,970	合計	16061704	452,970
貸付金のうち金融機関貸付金	16066084	6,483	定期預金のうち円デポ取引		



平成 21 年 3 月期 第 3 四半期財務・業績の概況

平成 21 年 2 月 16 日

会社名 株式会社 福邦銀行

代表者 (役職名) 取締役頭取 (氏名) 三田村 俊文
 問合せ先責任者 (役職名) 取締役企画部長 (氏名) 尾 廣 孝一

URL <http://www.fukuho.co.jp>

TEL (0776)21-2500

(百万円未満切捨て)

1. 平成 21 年 3 月期第 3 四半期の連結業績 (平成 20 年 4 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日)

(1) 連結経営成績

(%表示は対前年同四半期増減率)

	経常収益		経常利益		四半期(当期)純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
21年3月期第3四半期	8,277	△ 14.4	△ 530	—	△ 464	—
20年3月期第3四半期	9,665	8.1	△ 334	—	△ 318	—
20年3月期	12,233		△ 5,685		△ 6,189	

	1株当たり四半期(当期)純利益		潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	
	円	銭	円	銭
21年3月期第3四半期	△ 14	81	—	—
20年3月期第3四半期	△ 10	13	—	—
20年3月期	△ 197	38	—	—

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率(注)	1株当たり純資産	
	百万円	百万円	%	円	銭
21年3月期第3四半期	456,506	13,553	3.0	432	31
20年3月期第3四半期	468,870	21,580	4.6	688	21
20年3月期	455,167	15,405	3.4	491	36

(注) 「自己資本比率」は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

2. 配当の状況

	1株当たり配当金	
	(基準日) 第3四半期末	
	円	銭
21年3月期第3四半期	—	—
20年3月期第3四半期	—	—

3. 平成 21 年 3 月期の連結業績予想 (平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日)

平成 21 年 3 月期の通期の業績予想は平成 20 年 11 月 18 日に公表した数値から変更はありません。

4. その他

- (1) 期中における重要な子会社の異動 (連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動) : 無
 (2) 会計処理の方法における簡便な方法の採用の有無 : 有
 (3) 最近連結会計年度からの会計処理の方法の変更の有無 : 有

〔(注) 詳細は、2 ページ【定性的情報・財務諸表等】3. その他をご覧ください。〕

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当行が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

【定性的情報・財務諸表等】

1. 連結経営成績に関する定性的情報

当第3四半期の当行グループの連結経営成績につきましては、経常収益は、有価証券運用収益の減少等により、前年同期比13億87百万円減収の82億77百万円となりました。一方、経常費用は、平成20年3月期に多額の予防的貸倒引当金を計上したこと等が奏功したことから貸倒引当金取崩益6億5百万円を特別利益に計上しましたが、預金利息の増加と有価証券の減損により、前年同期比11億91百万円減少の88億8百万円に止まり、経常損失5億30百万円となりました。

また、四半期純損失は4億64百万円となりました。

2. 連結財政状態における定性的情報

当第3四半期末の連結財政状態については、総資産4,565億円、純資産135億円となりました。

また、主要勘定残高としては、預金4,325億円（前年同期比51億円減少）、貸出金3,425億円（前年同期比19億円減少）、有価証券910億円（前年同期比93億円減少）となりました。

平成21年2月2日開催の当行臨時取締役会にて、(改正)金融機能強化法に基づく公的資金申請の検討開始を決議いたしました。現時点において、その申請時期や金額等、具体的なことは決定しておりません。

3. その他

(1) 期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）

該当ありません。

(2) 会計処理の方法における簡便な手続きの内容

当行は、中間（連結）財務諸表の作成基準をベースとしつつ、以下のとおり投資者等の利害関係者の判断を大きく誤らせない範囲で一定の簡便な手続きを採用しております。

①法人税等の計上基準

税金費用は、簡便的に法定実効税率をベースとした年間予測税率を基に算出しております。

(3) 最近連結会計年度からの会計処理の方法の変更

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

4. (要約) 四半期連結財務諸表等

(1) (要約) 四半期連結貸借対照表

(金額単位：百万円)

科 目	前年同四半期末 (平成20年3月期 第3四半期末) (A)	当四半期末 (平成21年3月期 第3四半期末) (B)	増減 (B) - (A)	(参考) 前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
(資 産 の 部)				
現 金 預 け 金	10,332	16,588	6,256	29,823
コールローン及び買入手形	5,302	509	△ 4,792	440
金 銭 の 信 託	919	—	△ 919	1,000
有 価 証 券	100,312	91,003	△ 9,308	87,058
貸 出 金	344,504	342,565	△ 1,938	331,360
外 国 為 替	515	536	21	539
そ の 他 資 産	3,030	3,222	192	3,321
有 形 固 定 資 産	5,852	5,812	△ 40	5,750
無 形 固 定 資 産	69	243	174	70
繰 延 税 金 資 産	3,589	3,210	△ 378	3,676
支 払 承 諾 見 返	3,033	2,579	△ 453	2,833
貸 倒 引 当 金	△ 8,591	△ 9,767	△ 1,176	△ 10,707
資 産 の 部 合 計	468,870	456,506	△ 12,364	455,167
(負 債 の 部)				
預 金	437,662	432,534	△ 5,128	430,910
コールマネー及び売渡手形	913	—	△ 913	501
そ の 他 負 債	3,158	5,351	2,193	2,892
賞 与 引 当 金	211	166	△ 44	341
役 員 賞 与 引 当 金	9	—	△ 9	—
退 職 給 付 引 当 金	1,139	1,106	△ 33	1,124
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	206	222	15	210
睡眠預金払戻損失引当金	27	46	18	36
利息返還損失引当金	5	3	△ 2	6
偶 発 損 失 引 当 金	—	61	61	24
再評価に係る繰延税金負債	922	881	△ 40	881
支 払 承 諾	3,033	2,579	△ 453	2,833
負 債 の 部 合 計	447,290	442,953	△ 4,336	439,762
(純 資 産 の 部)				
資 本 金	4,300	4,300	—	4,300
資 本 剰 余 金	3,256	3,256	—	3,256
利 益 剰 余 金	12,791	6,436	△ 6,354	6,979
自 己 株 式	△ 199	△ 203	△ 4	△ 201
(株 主 資 本 合 計)	20,148	13,790	△ 6,358	14,334
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	351	△ 1,257	△ 1,609	49
土 地 再 評 価 差 額 金	1,079	1,019	△ 59	1,019
(評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計)	1,431	△ 238	△ 1,669	1,069
少 数 株 主 持 分	—	1	1	1
純 資 産 の 部 合 計	21,580	13,553	△ 8,027	15,405
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	468,870	456,506	△ 12,364	455,167

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 記載金額は、中間決算に準じた処理を行い算定したものです。一部の決算処理を簡便化して算定しております。

(2) (要約) 四半期連結損益計算書

(金額単位：百万円)

科 目	前年同四半期 (平成20年3月期 第3四半期) (A)	当四半期 (平成21年3月期 第3四半期) (B)	増減 (B) - (A)	(参考)
				前連結会計年度要約 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
経 常 収 益	9,665	8,277	△ 1,387	12,233
資 金 運 用 収 益	7,540	6,938	△ 602	9,747
（うち貸出金利息）	(6,215)	(6,105)	(△ 110)	(8,299)
（うち有価証券利息配当金）	(1,235)	(781)	(△ 453)	(1,337)
役 務 取 引 等 収 益	1,149	1,025	△ 123	1,474
そ の 他 業 務 収 益	613	152	△ 460	630
そ の 他 経 常 収 益	361	161	△ 200	381
経 常 費 用	9,999	8,808	△ 1,191	17,919
資 金 調 達 費 用	1,019	1,176	156	1,414
（うち預金利息）	(985)	(1,165)	(180)	(1,367)
役 務 取 引 等 費 用	744	724	△ 20	998
そ の 他 業 務 費 用	351	608	257	874
営 業 経 費	5,135	5,072	△ 63	6,702
そ の 他 経 常 費 用	2,749	1,226	△ 1,522	7,929
経 常 利 益 (△ は 経 常 損 失)	△ 334	△ 530	△ 195	△ 5,685
特 別 利 益	1	607	606	0
特 別 損 失	227	18	△ 209	414
税金等調整前四半期(当期)純利益 (△は税金等調整前四半期(当期)純損失)	△ 561	58	619	△ 6,099
法人税、住民税及び事業税	△ 243	522	766	30
過年度法人税等追徴税額	—	—	—	68
過年度法人税等還付税額	—	—	—	△ 33
法人税等調整額	—	—	—	24
法人税等合計	—	522	—	—
少数株主利益	—	△ 0	△ 0	0
四半期(当期)純利益 (△は四半期(当期)純損失)	△ 318	△ 464	△ 146	△ 6,189

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 記載金額は、中間決算に準じた処理を行い算定したのですが、一部の決算処理を簡便化して算定しております。

(3) 四半期連結株主資本等変動計算書

前四半期(自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日)

(金額単位: 百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
平成19年3月31日残高	4,300	3,256	13,266	△ 196	20,627
当四半期中の変動額					
剰余金の配当			△ 157		△ 157
四半期純損失			△ 318		△ 318
自己株式の取得				△ 2	△ 2
株主資本以外の項目の 当四半期中の変動額(純額)					
当四半期中の変動額合計	—	—	△ 475	△ 2	△ 478
平成19年12月31日残高	4,300	3,256	12,791	△ 199	20,148

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算差額 等合計		
平成19年3月31日残高	1,147	1,079	2,226	—	22,854
当四半期中の変動額					
剰余金の配当					△ 157
四半期純損失					△ 318
自己株式の取得					△ 2
株主資本以外の項目の 当四半期中の変動額(純額)	△ 795	—	△ 795	—	△ 795
当四半期中の変動額合計	△ 795	—	△ 795	—	△ 1,273
平成19年12月31日残高	351	1,079	1,431	—	21,580

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 記載金額は、中間決算に準じた処理を行い算定したのですが、一部の決算処理を簡便化して算定しております。

当四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

(金額単位: 百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
平成20年3月31日残高	4,300	3,256	6,979	△ 201	14,334
当四半期中の変動額					
剰余金の配当			△ 78		△ 78
四半期純利益			△ 464		△ 464
自己株式の取得				△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の 当四半期中の変動額(純額)					
当四半期中の変動額合計			△ 542	△ 1	△ 544
平成20年12月31日残高	4,300	3,256	6,436	△ 203	13,790

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算差額 等合計		
平成20年3月31日残高	49	1,019	1,069	1	15,405
当四半期中の変動額					
剰余金の配当					△ 78
四半期純利益					△ 464
自己株式の取得					△ 1
株主資本以外の項目の 当四半期中の変動額(純額)	△ 1,307	—	△ 1,307	△ 0	△ 1,307
当四半期中の変動額合計	△ 1,307	—	△ 1,307	△ 0	△ 1,851
平成20年12月31日残高	△ 1,257	1,019	△ 238	1	13,553

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 記載金額は、中間決算に準じた処理を行い算定したのですが、一部の決算処理を簡便化して算定しております。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(金額単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高	4,300	3,256	13,266	△ 196	20,627
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 157		△ 157
当期純損失			△ 6,189		△ 6,189
自己株式の取得				△ 5	△ 5
土地再評価差額金の取崩			59		59
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△ 6,287	△ 5	△ 6,292
平成20年3月31日残高	4,300	3,256	6,979	△ 201	14,334

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算差額 等合計		
平成19年3月31日残高	1,147	1,079	2,226	—	22,854
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 157
当期純損失					△ 6,189
自己株式の取得					△ 5
土地再評価差額金の取崩					59
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 1,097	△ 59	△ 1,157	1	△ 1,156
連結会計年度中の変動額合計	△ 1,097	△ 59	△ 1,157	1	△ 7,448
平成20年3月31日残高	49	1,019	1,069	1	15,405

平成 21 年 3 月期 第 3 四半期財務・業績の概況 説明資料

1. 平成21年3月期第3四半期損益の状況（単体）

	平成 21 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	前年同期比 (A) — (B)	平成 21 年 3 月期
	第 3 四半期 (9 ヶ月間) (A)	第 3 四半期 (9 ヶ月間) (B)		業績予想 (12 ヶ月間)
経常収益	8,072	9,439	△ 1,367	11,000
業務粗利益	5,435	6,988	△ 1,552	
資金利益	5,740	6,505	△ 765	
役務取引等利益	151	221	△ 69	
その他業務利益 (うち債券関係損益)	△ 456 △ 514	261 325	△ 718 △ 839	
経費（除く臨時処理分）	5,001	5,051	△ 50	
人件費	2,660	2,711	△ 51	
物件費	2,133	2,096	37	
税金	207	244	△ 36	
①一般貸倒引当金繰入額	—	327	△ 327	
業務純益	434	1,609	△ 1,175	750
コア業務純益（注3）	948	1,611	△ 662	1,500
臨時損益	△ 1,012	△ 1,883	870	
②うち不良債権処理額	56	1,808	△ 1,752	
(貸倒債却引当費用 ①+②+③+④)	△ 608	2,280	△ 2,889	
うち株式等損益（3勘定戻）	△ 917	106	△ 1,023	
経常利益	△ 578	△ 276	△ 302	600
特別損益	648	△ 372	1,020	
③うち貸倒引当金取崩額	664	—	664	
④うち特定債務者支援引当金繰入額	—	145	△ 145	
税引前四半期純利益	69	△ 648	718	
法人税、住民税及び事業税	509	△ 262	771	
法人税等調整額	—	—	—	
四半期純利益	△ 439	△ 386	△ 52	100

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 記載金額は、中間決算に準じた処理を行い算定したものです。一部の決算処理を簡便化して算定しております。
 3. コア業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額 - 債券関係損益

2. 「金融再生法ベースのカテゴリーによる開示」（単体）

	平成 20 年 12 月末		平成 20 年 9 月末比	平成 20 年 9 月末
	(単位:億円)	(参考) (単位:億円)		(実績)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	41	△ 6	47	
危険債権	173	△ 13	187	
要管理債権	7	△ 27	35	
合計	221	△ 48	269	
不良債権比率	6.40%	△ 1.45	7.85%	

- (注) 1. 上記の当四半期末の計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第 4 条に規定する各債権のカテゴリー（以下「開示区分」という。）により分類しております。
 2. 上記計数は、部分直接償却後の残高を記載しております。
 ただし、当四半期末の計数については、新たに無価値と認められる部分についての部分直接償却は減額していません。
 3. 上記開示区分の金額は、当行の定める資産の自己査定基準に基づき、当四半期末を基準日として実施した自己査定の債務者区分に基づく残高を計上しております。

※ 開示区分と自己査定の債務者区分との関係

- ・破産更生債権及びこれらに準ずる債権（実質破綻先、破綻先の債権）
- ・危険債権（破綻懸念先の債権）
- ・要管理債権（要管理先のうち、元本又は利息の支払いが 3 ヶ月以上延滞しているか、又は貸出条件を緩和している債権）

3. 連結自己資本比率（国内基準）

	平成21年3月末（予想値）	(参考) 平成20年9月末（実績）
連結自己資本比率	7.2%程度	6.60%
連結Tier1比率	6.2%程度	5.58%

(注) 上記予想値は、経営環境に関する前提条件の変化等に伴い変動することがあります。また、平成21年2月2日開催の臨時取締役会にて、(改正)金融機能強化法に基づく公的資金申請の検討開始を決議いたしましたが、現在、時期や金額等具体的なことは決定しておりませんので、平成21年3月末（予想値）は公的資金申請前を前提条件としております。

4. 時価のある有価証券の評価差額（単体）

	平成20年12月末				平成19年12月末				(参考) 平成20年9月末			
	時価	評価差額			時価	評価差額			時価	評価差額		
		うち益	うち損			うち益	うち損			うち益	うち損	
その他有価証券	890	△ 12	9	21	981	4	14	9	943	△ 15	8	23
株式	14	1	3	1	35	6	8	2	22	4	4	0
債券	729	△ 4	5	10	736	△ 1	2	3	752	△ 7	2	9
その他	146	△ 9	0	9	209	0	4	3	168	△ 11	1	13

- (注) 1. 各四半期末の「評価差額」および「含み損益」は、各四半期末の帳簿価格（償却原価法適用前、減損処理後）と評価との差額を計上しております。
2. なお、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連法人等で時価のあるものはありません。

5. デリバティブ取引（単体）

デリバティブ取引については、開示の必要性が大きいと考えられるため開示を省略します。

6. 預金、貸出金の状況（単体）

	①預金・貸出金の残高（末残）			(単位:億円)	
	20年12月末	20年9月末比	19年12月末比	20年9月末	19年12月末
預金	4,333	△ 0	△ 43	4,334	4,377
譲渡性預金	—	—	—	—	—
預金 + 譲渡性預金	4,333	△ 0	△ 43	4,334	4,377
貸出金	3,416	26	△ 22	3,389	3,438

	②個人・法人別預金残高（末残）			(単位:億円)	
	20年12月末	20年9月末比	19年12月末比	20年9月末	19年12月末
預金合計	4,333	△ 0	△ 43	4,334	4,377
うち個人	3,530	13	△ 25	3,516	3,557
うち法人	720	17	△ 26	703	746

③預かり資産残高（末残）

（単位:億円）

	20 年 12 月末			20 年 9 月末	19 年 12 月末
		20 年 9 月末比	19 年 12 月末比		
国債	94	△ 0	2	94	91
投資信託	212	△ 46	△ 103	258	315

④消費者ローン残高（末残）

（単位:億円）

	20 年 12 月末			20 年 9 月末	19 年 12 月末
		20 年 9 月末比	19 年 12 月末比		
消費者ローン残高	1,047	△ 64	△ 83	1,112	1,131
住宅ローン残高	950	△ 4	△ 17	954	967
その他ローン残高	97	△ 59	△ 66	157	163

（注） 20 年 12 月末より、消費者ローン残高の定義の見直しを行い、事業性資金の性格が強い消費者ローン残高を、その他ローン残高より除外しております。これにより、その他ローン残高及び消費者ローン残高は、従来の方
法によった場合に比べ、45 億円減少しております。

⑤中小企業等貸出金残高（末残）・比率

（単位:億円）

	20 年 12 月末			20 年 9 月末	19 年 12 月末
		20 年 9 月末比	19 年 12 月末比		
中小企業等貸出金残高	2,768	△ 63	△ 162	2,831	2,930
中小企業等貸出金比率	81.04%	△ 2.50%	△ 4.18%	83.54%	85.22%

（注） 中小企業等とは、資本金 3 億円（ただし、卸売業は 1 億円、小売業、サービス業は 5 千万円）以下の会社又は
常用する従業員が 300 人（ただし、卸売業は 100 人、小売業は 50 人、サービス業は 100 人）以下の会社及び
個人であります。